第4次

朝日町男女共同参画社会づくり計画

ともに思いやり認め合う未来あさひ

朝日町

ごあいさつ

私たち一人ひとりが、性別や年齢等に関わらず、自らの意志によって、社会のあらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」を実現することが、より一層求められています。

朝日町では平成１４年に「朝日町男女共同参画社会の形成に関する条例」を制定するとともに、平成２７年には「第３次朝日町男女共同参画社会づくり計画」を改訂しました。この計画期間は令和元年度までの５カ年でしたが、多くの町民の皆さまのご意見を踏まえ、今後も継続して男女共同参画を推進する必要があると考え、社会情勢の変化にも対応する新たな取り組みを盛り込んだ「第４次朝日町男女共同参画社会づくり計画」を策定しました。

近年では、少子高齢化や人口減少が進む中で、社会の多様性を高め、活力を維持するためにも、女性も男性も全ての個人が活躍できるよう、これまで以上に男女共同参画を推進することが重要です。国では、これまで３度にわたり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」が改正され、また、平成２７年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。

当町においても、「第４次朝日町男女共同参画社会づくり計画」において、「ＤＶ防止法」及び「女性活躍推進法」の規定による市町村推進計画を位置付け、誰もが性差に関わらず、家庭、職場、地域社会等あらゆる場において、安心・安全に暮らし、自分らしく活躍できるような町づくりを目指します。

男女がともに個性と能力を認め合う「男女共同参画社会」の実現には、町民一人ひとりが、その必要性を理解し、連携・協力しつつ、積極的な取り組みを進めていくことが何よりも重要です。今後、町民の皆さまの一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご提言いただきました朝日町男女共同参画審議会及び朝日町男女共同参画計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、「朝日町における男女共同参画社会に関する意識調査」など、貴重なご意見とご協力をいただきました関係各位並びに町民の皆さまに心から御礼申し上げます。

令和２年３月

朝日町長　笹原　靖直

― 目 次 ―

第１章　朝日町男女共同参画社会づくり計画の基本的な考え方

１　計画の概要…… 2
（１）策定の趣旨…… 2
（２）計画の位置づけ…… 3
（３）計画の性格…… 4
（４）計画の期間…… 4
（５）朝日町の動き…… 4
２　計画の背景…… 5
３　朝日町の現状…… 7
４　総合目標……21
５　基本理念……22

第２章　計画の内容

１　計画の体系……24
２　目標プラン……26
基本目標Ⅰ　ともに認め合う意識づくり……26
基本目標Ⅱ　ともに安心・充実の暮らしづくり……36
基本目標Ⅲ　ともに成長できる職場づくり……54
基本目標Ⅳ　ともに活躍できる地域づくり……63

第３章　資料編

１　朝日町男女共同参画社会審議会運営規程……70
２　朝日町男女共同参画社会づくり計画策定委員会設置要綱……71
３　朝日町男女共同参画社会審議会委員名簿……72
４　朝日町男女共同参画社会づくり計画策定委員会委員名簿……72
５　朝日町男女共同参画社会の形成に関する条例……73
６　富山県男女共同参画推進条例……75

朝日町男女共同参画社会づくり計画の

基本的な考え方

１　計画の概要

（１）　策定の趣旨

朝日町では平成１４年に「朝日町男女共同参画社会の形成に関する条例」を制定、平成１７年に「朝日町男女共同参画社会づくり計画」、平成２２年に「第２次朝日町男女共同参画社会づくり計画」、平成２７年に「第３次朝日町男女共同参画社会づくり計画」を策定して、男女共同参画社会の形成に向けて、地域における普及啓発活動等各種施策に取り組んできました。

この間、国では平成２７年に「男女共同参画基本計画（第４次）」が策定されました。関係法令では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「ＤＶ防止法*」という。)が公布されたほか、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法*」という）が制定されました。

県では平成２８年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（富山県ＤＶ対策基本計画〈第３次〉)、平成３０年に女性活躍推進法第６条第１項に基づく推進計画と一体となった「富山県民男女共同参画計画（第４次）」が策定されました。

町では「第４次朝日町男女共同参画社会づくり計画」策定にあたり、町民意識調査を実施しましたが、家庭や職場における性別による固定的な役割分担意識が残っている等、解決すべき多くの課題が見つかりました。

今回の計画では、こうした国や県の動きを踏まえて、「女性活躍推進法」や「ＤＶ防止法」の趣旨を反映することとし、社会情勢や町民意識の変化に対応するため、これまでの取り組みや成果と課題を踏まえ、新たな取り組みを盛り込みながら、男女共同参画の意識が確立することをめざして策定するものです。

＊DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者やパートナーからの暴力（DV）を防止して被害者を保護するため平成１３年に制定されたもの。これまで３回の改正が行われています。平成２５年７月の改正では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及び被害者についても DV 防止法の適用対象となりました。

＊女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めています。平成２７年に平成３８年３月末までの時限立法として制定。地方公共団体及び労働者３０１人以上の事業主に対し、国の指針に基づく行動計画の策定を義務付けています。

（２）　計画の位置づけ

男女共同参画社会基本法
（平成１１年６月施行）

市町村男女共同参画計画
第１４条
３.市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければいけない。

ＤＶ防止法
（平成２６年改正）

市町村基本計画
第２条の３
３.市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければいけない。

女性活躍推進法
（平成２７年９月施行）

市町村推進計画
第６条
２.市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるものとする。

朝日町男女共同参画社会の形成に関する条例
（平成１４年４月１日　施行）

第４次朝日町男女共同参画社会づくり計画
（朝日町ＤＶ防止基本計画）
（朝日町女性活躍推進計画）

第５次朝日町総合計画
（平成２８年～令和７年）

個別計画

勘案

・国・富山県の第４次男女共同参画基本計画
・国の女性活躍推進法（富山県の推進計画）
・国の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第３次富山県ＤＶ対策基本計画）

（３）　計画の性格

この計画は、国の男女共同参画基本計画や、富山県民男女共同参画計画を勘案して、当町における男女共同参画社会の形成を推進するために、

① 朝日町総合計画との整合性を図りながら
② 意識調査や町民で構成する策定委員会等の意見を参考に
③ 町の基本方針と施策を示し、町民の気づきを促すとともに
④ 町と町民そして事業者等が一体となって取り組んでいくために策定するものです。

（４）　計画の期間

この計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

ただし、社会情勢の変化や町の現状等に対応した計画とするため、必要に応じて見直しを行います。

（５）　朝日町の動き

平成１４年、「朝日町男女共同参画社会の形成に関する条例」を制定しました。
平成１７年、「朝日町男女共同参画社会づくり計画」を策定しました。
平成２１年、富山県男女共同参画社会推進員朝日町連絡会が、当町での男女共同参画啓蒙活動の推進のため、紙芝居「母ちゃんは町内会長」を製作しました。
平成２２年、「第２次朝日町男女共同参画社会づくり計画」を策定しました。
平成２７年、「第３次朝日町男女共同参画社会づくり計画」を策定しました。
令和元年、朝日町にて「女と男のパートナー会議」を開催しました。
令和２年、「第４次朝日町男女共同参画社会づくり計画」を策定しました。

２ 計画の背景

■世界、国、県において男女共同参画社会に関する取り組みが積極的に行われています。

○　世界の動き

女性の地位向上のため国連は昭和５０年を「国際婦人年」、それに続く１０年を「国際婦人の１０年」と定めました。その後、国際社会においては昭和６０年のナイロビ世界会議で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択、平成７年の第４回世界女性会議では１２の重大問題領域と戦略目標を掲げた「北京行動綱領」が採択され、男女平等のための取り組みは世界規模で進められてきました。平成１２年の国連特別総会「女性２０００年会議」では「成果文書」が採択され、「行動綱領」のさらなる実施に向けて、各国政府等が取るべき行動を提言しています。平成１７年の国連「北京＋１０」世界閣僚級会合では「行動綱領」と「成果文書」を再確認し、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。その後、平成２２年「第５４回国連婦人の地位委員会（北京+１５）」、平成２７年に「第５９回国連婦人の地位委員会（北京+２０）」が開催され、北京宣言と行動綱領の確認等が協議されました。

○　国の動き

平成１１年６月、男女共同参画社会基本法が公布、施行され、国、地方公共団体、国民の取り組みが示されました。これを受けて、平成１２年１２月に男女共同参画基本計画が策定されました。

平成１３年、内閣府に男女共同参画局が設置されるとともに男女共同参画会議が設置され、各種専門調査会にて男女共同参画社会の実現を促進させるための具体的提言がなされています。

平成１５年、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

平成１７年、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し等を主な柱とした「男女共同参画基本計画（第２次）」が策定されました。

平成１８年、「男女雇用機会均等法」が改正され、性別による差別や間接差別の禁止等の規定が加わり、より一層の雇用機会の平等が促されました。

平成１９年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が改正され、保護命令の追加等制度の充実が図られました。平成２５年までの間に３回の法改正が行われ、保護命令制度の拡充や制度の充実が図られています。

平成２１年、「育児・介護休業法」が改正され、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立支援が強化されました。

平成２２年、「第３次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

平成２７年、「女性活躍推進法」が施行され、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮できるように、活躍できる環境の整備を進めています。

同年１２月、「第４次男女共同参画基本計画」が閣議決定されて、特に男性中心型労働慣行等の見直しと女性の活躍の推進を目指しています。

平成２９年、「働き方改革実施計画」が働き方改革実現会議において決定されて、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者が活躍しやすい環境整備等を進めています。

○　県の動き

昭和５６年に婦人少年課による「婦人の明日をひらく富山県行動計画」が策定されて以来、時代に即した内容の見直しが名称を変えながら３度にわたって行われました。

平成１３年４月、「富山県男女共同参画推進条例」が制定され、この条例に法的根拠をおいた「富山県民男女共同参画計画」が平成１３年１２月に策定されました。この計画に基づく取り組みを継承・発展させた「富山県民男女共同参画計画（第２次）」が平成１９年２月に策定され、県のあらゆる分野への男女共同参画の促進がなされています。

平成２１年３月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が改定され、社会全体での配偶者等からの暴力（DV）の根絶を目指した取り組みが進められています。

平成２４年３月、「富山県民男女共同参画計画（第３次）～男女がともにつくる未来とやま～」が策定されました。

平成２８年３月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第３次）」が策定されて、DV の未然防止をはじめとして、暴力のない社会の実現を目指した取り組みが進められています。

平成３０年３月、「富山県男女共同参画計画（第４次）」が策定されました。「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」を基本目標に掲げ、男女共同参画を進めるうえでより一層積極的な取り組みが推進されています。

３　朝日町の現状

（１）人口の状況

①　人口

朝日町の人口は、１１，４９７人（平成３０年１０月１日現在）であり、男女の比率は男性５，３８１人（４６．８%）、女性６，１１６人（５３．２%）と女性がやや多くなっています。

少子高齢化の影響や、他市町村への人口流出等により、人口の減少が続いています。

人口ピラミッド

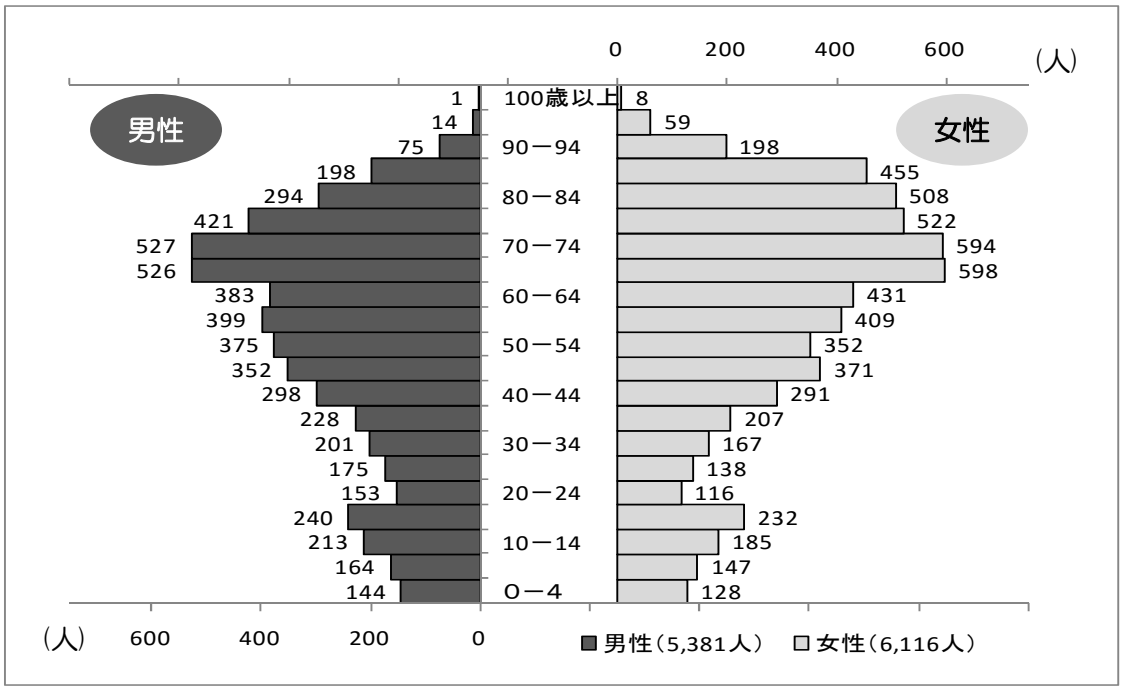

【資料：平成 30 年 10 月 1 日現在「富山県人口動態調査」】

総人口の推移

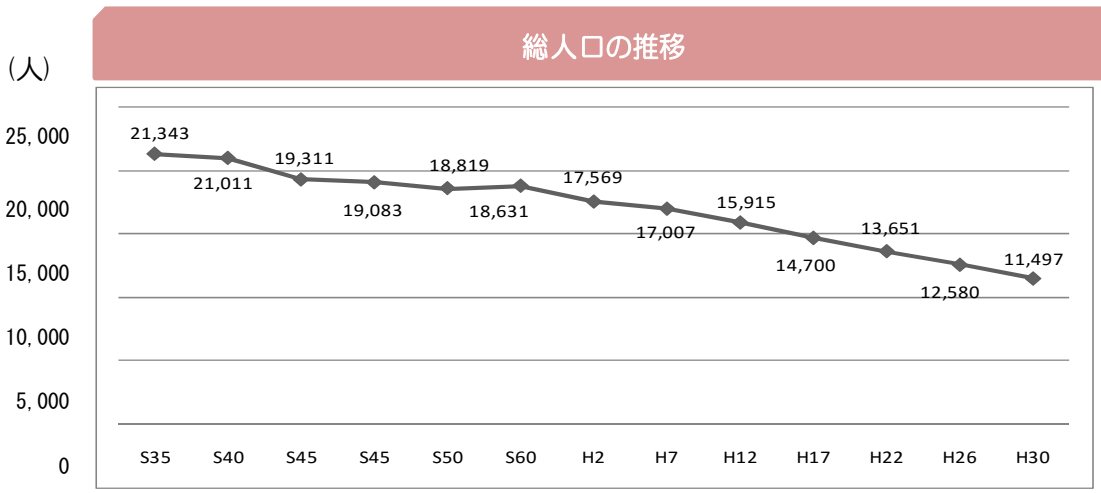

【資料：昭和 35～平成 27 年国勢調査、平成 30 年 10 月 1 日現在「富山県人口動態調査」】

② 少子化・高齢化

平成３０年の富山県の年齢別人口推移によると当町の０歳から１４歳（年少人口）までの割合は８．５％で富山県１５市町村中において１５位（県１１．６％）、一方、６５歳以上（老年人口）の割合は、４３．５％で県内１位（県３１．７％）と県内で最も少子高齢化が進んだ町となっています。

当町では、平成元年以降、死亡数が出生数を上回る人口の自然減少が続いており、その後の少子化の影響と相まって、町の人口に対して占める高齢者の割合が増加し続けています。

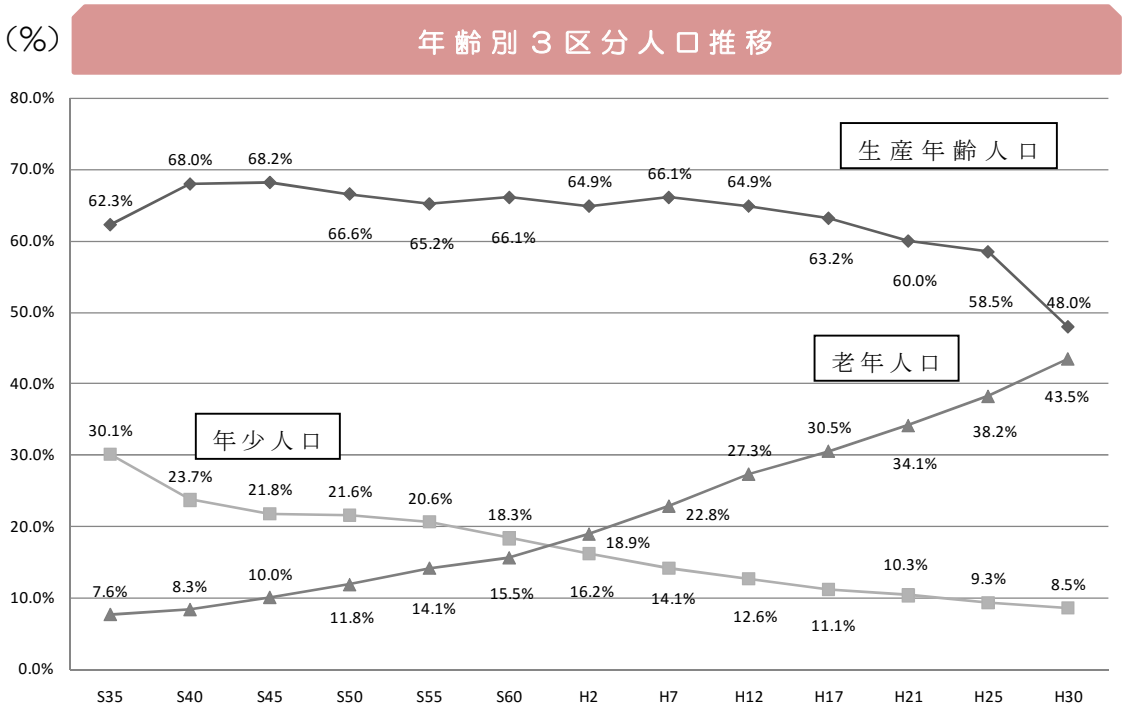

【資料：昭和 35～平成 27 年国勢調査、平成 30 年 10 月 1 日現在「富山県人口動態調査」】

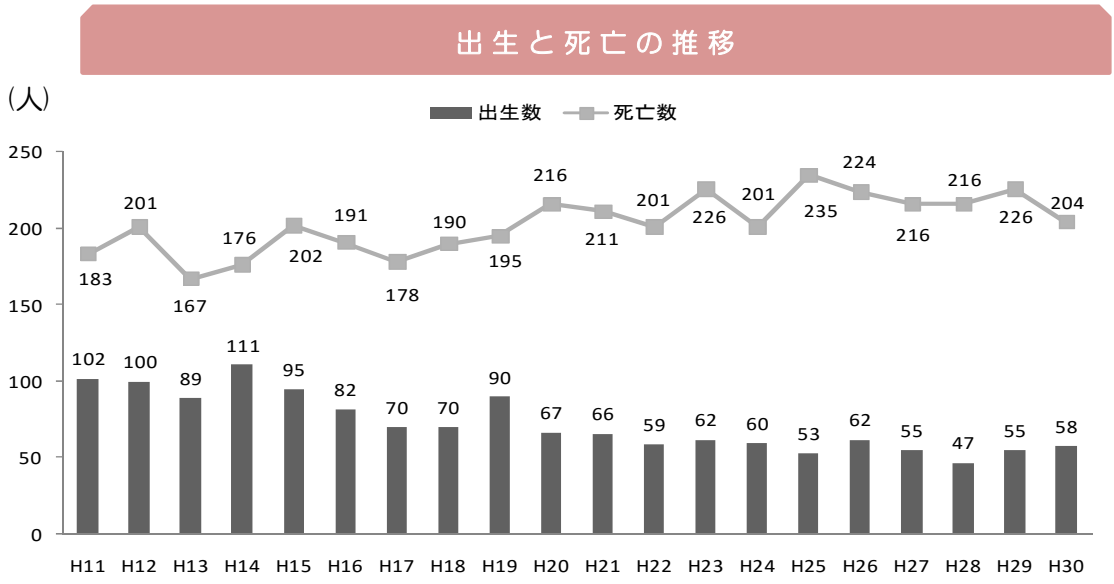

【資料：昭和 35～平成 27 年国勢調査、平成 30 年 10 月 1 日現在「富山県人口動態調査」】

③ 家族構成

世帯数は減少傾向にあり、平成１１年から平成３０年の２０年間で約４３世帯が減少していますが、ここ数年は４，６００世帯程度が続いています。

また、世帯あたりの人員も減少傾向にあります。

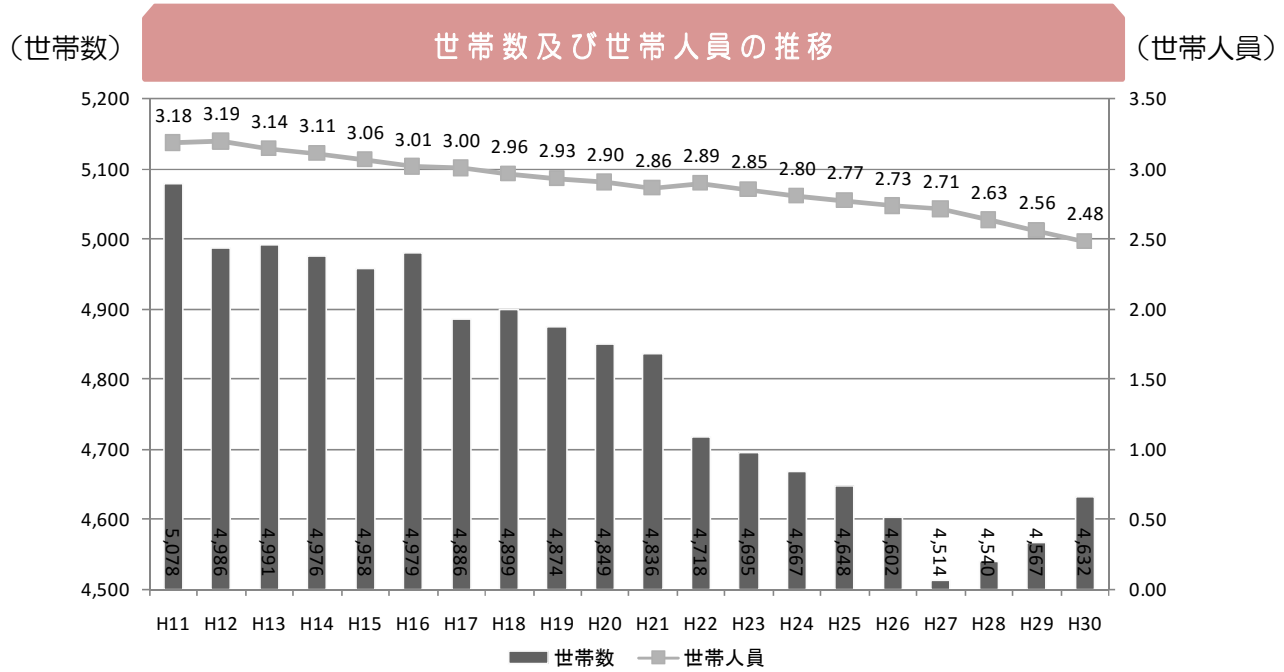

【資料：昭和 35～平成 27 年国勢調査、平成 30 年 10 月 1 日現在「富山県人口動態調査」】

（２）就業の状況

① 産業別就業者割合

①　産業別就業者割合

平成２７年の朝日町の産業別就業者の割合は、第一次産業（農林水産業）が５．３%、第二次産業（製造・建設業等）が３５．５%、第三次産業（サービス業、公務等）が５９．２%となっています。

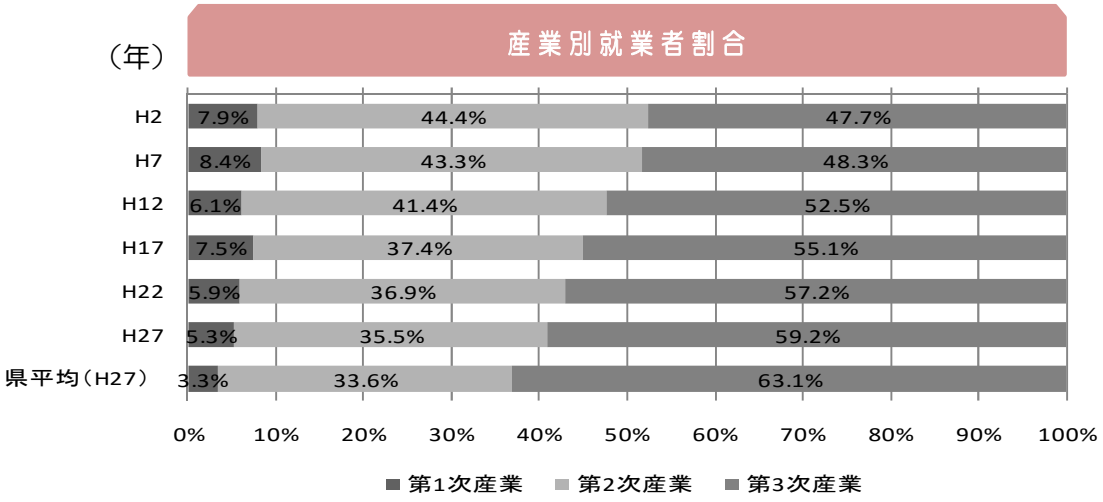

【資料：平成 30 年 10 月 1 日現在「富山県人口動態調査」】

② 女性の就業率

平成２７年の朝日町の女性の就業状況は４６．５％で、平成１２年からの１５年間で比較すると３．５％減少しています。全体としては、県平均を下回っていますが、これは高齢化の影響で、女性総人口の中で高齢者の占める割合が多いため女性の就業率が低くなっていると思われます。実際は、生産年齢人口の１５～６４歳の女性の年齢層別の就業率をみると、ほとんどの層で県平均を上回っています。このことより、朝日町の女性は就業率が高い傾向にあることがうかがえます。

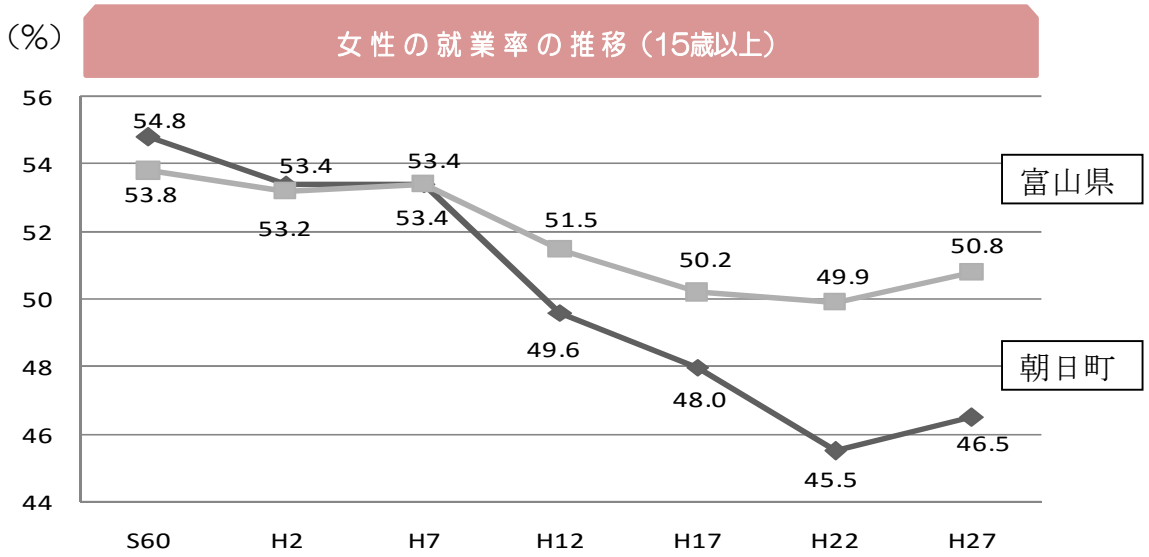

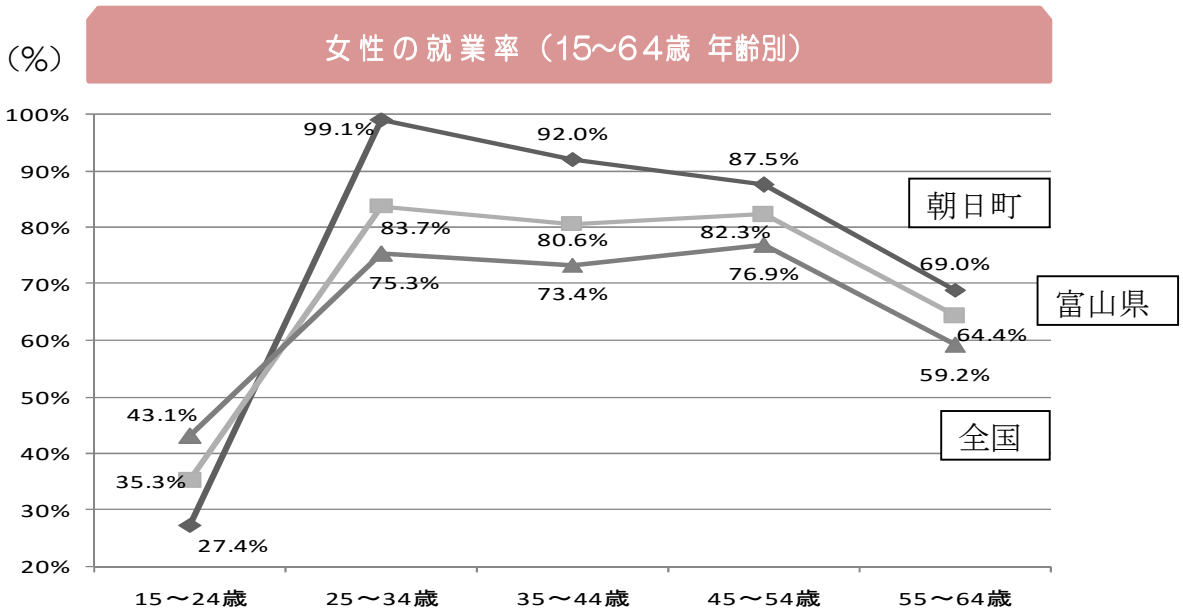

女性の年齢別就業率（平成27年）

	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
女性人口	482	333	587	784	909
就業者数（人）	132	330	540	686	627
就業率（%）	27.4%	99.1%	92.0%	87.5%	69.0%
県平均就業率（%）	35.3%	83.7%	80.6%	82.3%	64.4%

※女性の就業率は、各年齢層における女性就業者数を各年齢層の女性人口で除した数値　　【資料：国勢調査】

（3）子育て環境の状況

① 保育所・学校

令和元年度現在、当町には保育所３箇所（すべて公立）があり、２８７人の児童が入所しています。（定員は合わせて３４０人）

また、小学校は２校、中学校は１校あります。

保育所の設置状況と児童数

保育所名	定員（人）	児童数（人）
ひまわり保育園	160	143
さくら保育園	60	69
いちご保育園	120	75
合　　計	340	287

【資料：住民・子ども課　令和元年 10 月 1 日現在】

小中学校の設置状況と児童･生徒数

小学校		中学校	
学校名	児童数（人）	学校名	生徒数（人）
あさひ野小学校	118	朝日中学校	245
さみさと小学校	275		
合　　計	393	合　　計	245

【資料:教育委員会　令和元年 10 月 1 日現在】

② 特別保育等・児童館・放課後子ども教室

令和元年度現在、働く保護者の子育てを支援するため、すべての保育所で延長保育、乳児教育、障害児教育を実施し、支援センターで一時預かりを行っています。

また、働く保護者を持つ児童の放課後対策として、児童館の開設（1 箇所）や放課後子ども教室（1 校区）や放課後児童クラブ（1 校区）を行っています。

特別保育等の状況

		H26	H27	H28	H29	H30
延長保育（延人数）	実施箇所数	3	3	3	3	3
	利用児童数（人）	14,690	13,611	12,547	11,039	11,487
一時保育（延人数）	実施箇所数	2	2	2	2	2
	利用児童数（人）	236	144	199	142	145
乳児保育（実人数）	実施箇所数	3	3	3	3	3
	利用児童数（人）	34	38	32	22	31
障害児保育（実人数）	実施箇所数	3	3	3	3	3
	利用児童数（人）	1	3	2	1	1

【資料：住民・子ども課】

児童館の状況

	H26	H27	H28	H29	H30
箇所数	1	1	1	1	1
利用人数（人）	16,222	14,333	14,442	12,275	11,804
小学生	15,505	13,230	13,406	11,079	11,073
団体	8	0	8	8	12
就学前児童	152	336	224	199	145
中学・高校生	304	434	441	719	389
保護者	253	333	363	270	185
１日平均利用者数	54	47	48	40	39

【資料：住民・子ども課】

放課後子ども教室の状況

	H26	H27	H28	H29	H30
実施校区	1	1	1	1	1
実施回数（回）	47	54	28	26	28
参加延べ児童数（人）	647	916	590	344	333
１回平均利用者数（人）	14	17	21	13	12

【資料：住民・子ども課】

（４）地域・社会参画の状況

朝日町では、町議会議員 10 名中女性議員が０名、公民館長 11 名中女性館長２名、町内会長 117 名中女性町内会長１名となっています。自治振興会長に女性はいません。また、各種審議会の女性委員数は 301 名中 30 名（10%）、町職員の女性管理職は 42 名中 15 名（36%）であり、女性の参画はいずれも全国の水準より低い状況となっています。（令和元年度現在）

（5）住民意識調査の結果（抜粋）

朝日町の男女共同参画の現状や、住民の意識・意見を把握し、新しい計画に反映するために、令和元年１１月に住民500名を対象に、意識調査を実施しました。

意識調査の概要

調査地域	朝日町全域
調査対象	朝日町に在住する１８歳から５９歳までの男女
標本数	５００人（男性２５０人　女性２５０人）
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送による配布、回収
回収数（率）	全体　２５４（５０．８%）
	男性１０９（４２．９%）　女性１４５（５７．１%）

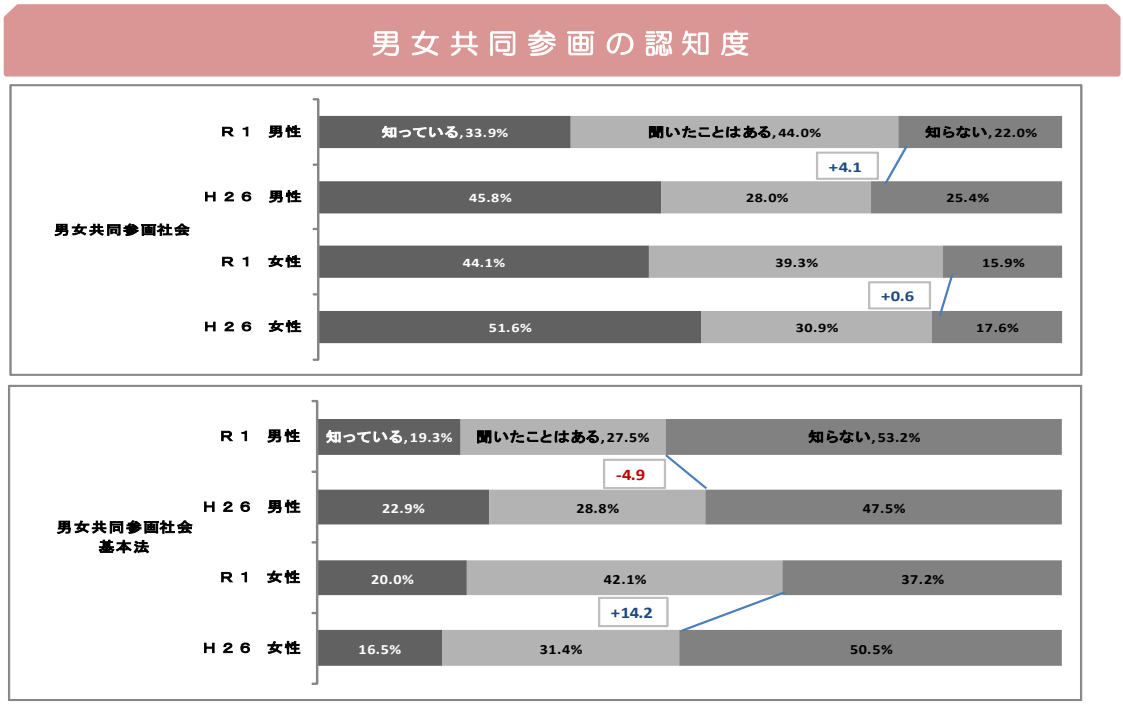

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

「男女共同参画社会」という言葉について、「知っている」、「聞いたことがある」と回答した人の割合は男女ともに、平成２６年に比べてわずかに増加しました。一方で、「男女共同参画社会基本法」という言葉について、男性の認知度がわずかに下がりました。今後、男女共同参画社会についてますますの周知の必要があります。

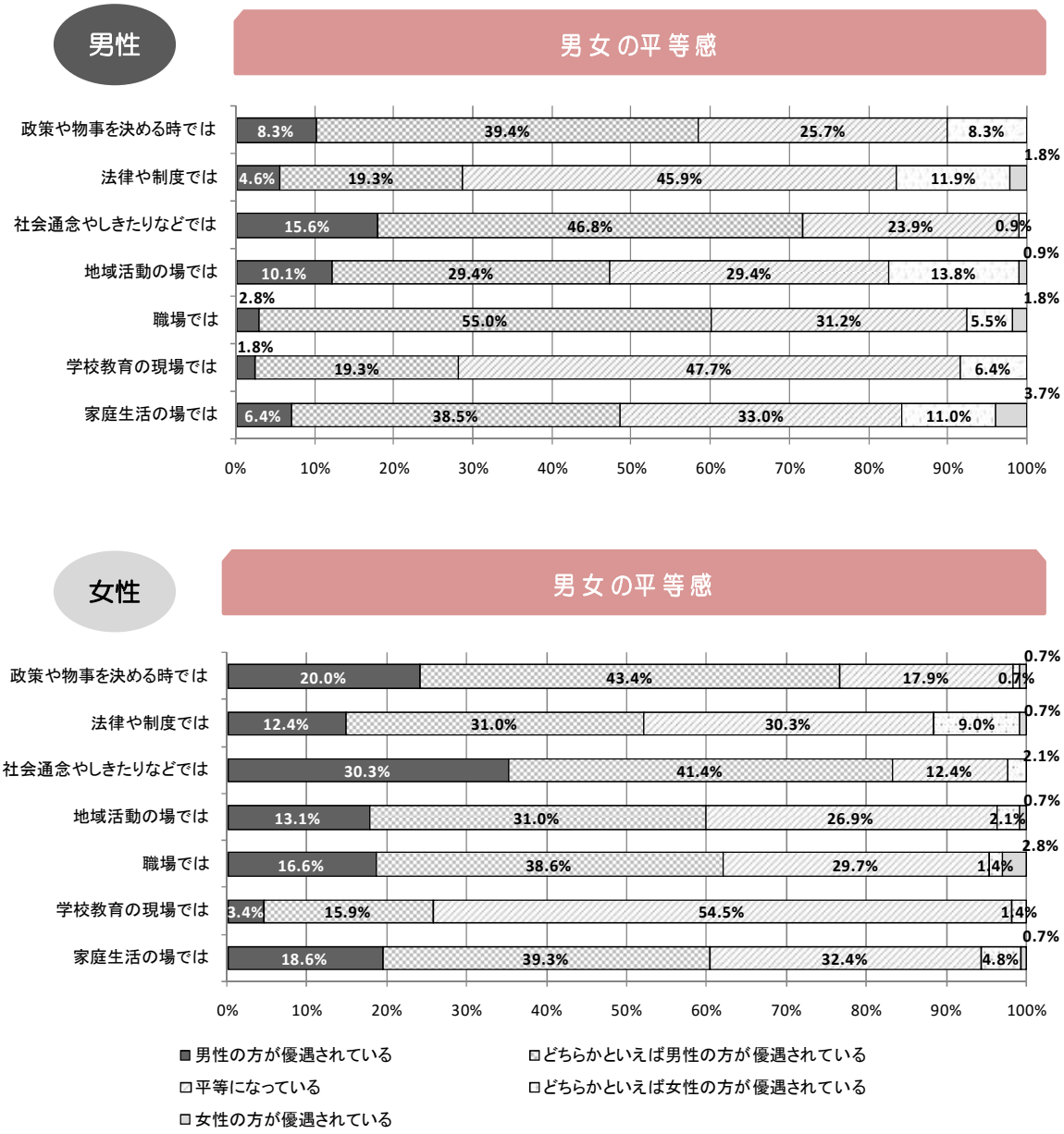

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

男女ともに、「政策やものごとを決める時」、「社会通念やしきたり」、「職場」では、「男性の方が（どちらかというと）優遇されている」の割合が半数以上となりました。一方で、女性は「学校教育」以外の場では、男性優位を感じているのに対して、男性は「法律や制度」、「地域活動」、「家庭生活」において、「平等」もしくは「女性の方が（どちらかというと）優遇されている」と感じている割合が高くなっています。

今後、性別の差に関わらず誰もがあらゆる場において「平等である」と感じることができるように、男女共同参画の意識醸成や啓発活動を推進していく必要があります。

男女共同参画の認知度（働き方について）

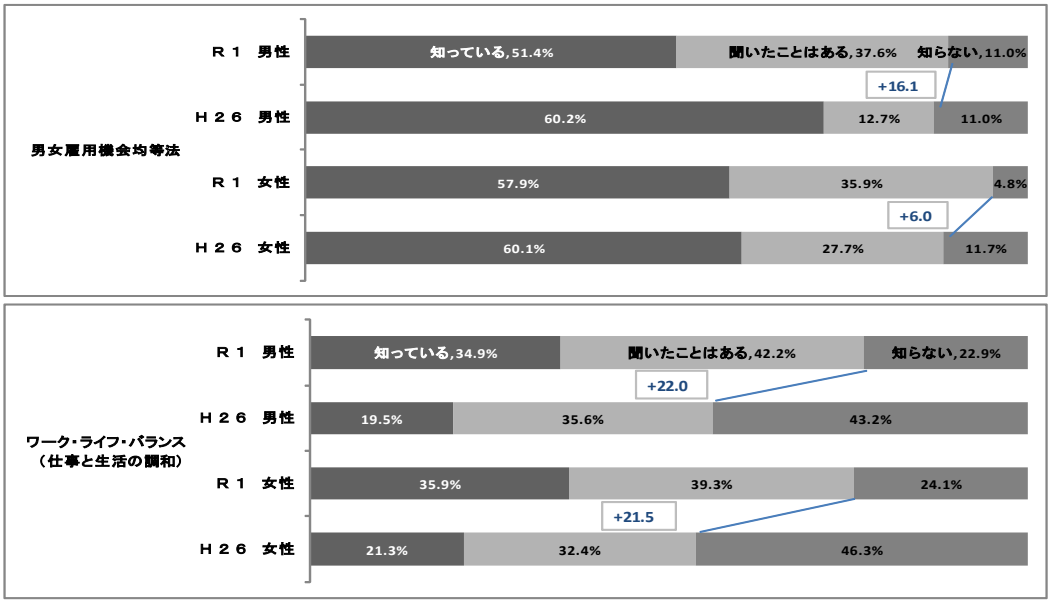

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

男女ともに、「男女雇用機会均等法」や「ワーク・ライフ・バランス」等、働き方についての言葉の認知度は平成２６年に比べて、「知っている」、「聞いたことはある」人の割合が高くなっています。

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方について

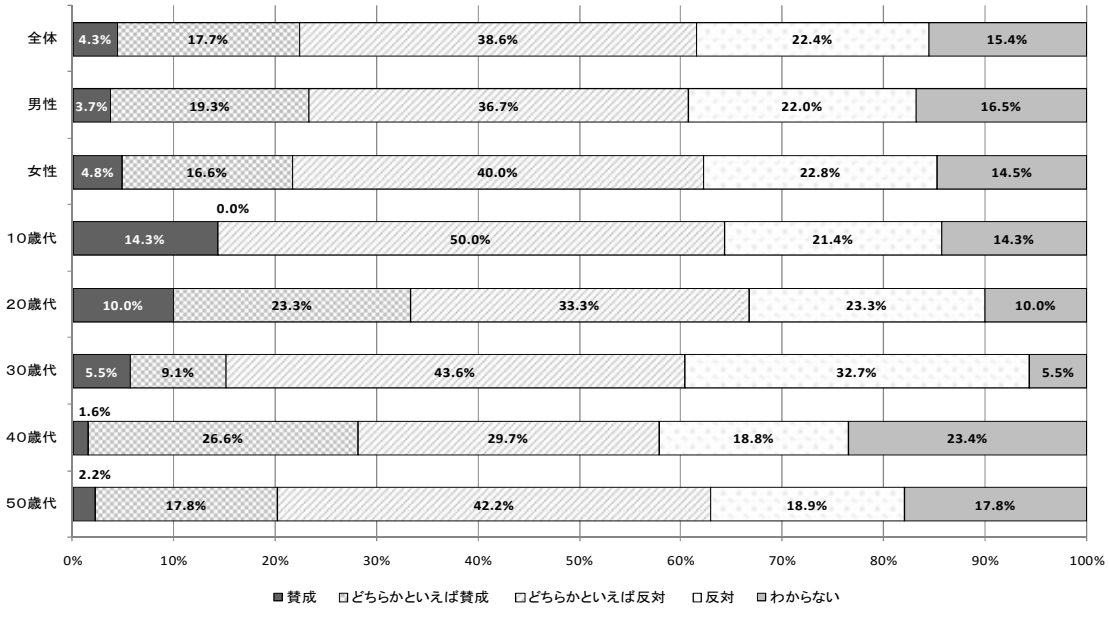

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、全体では「（どちらかといえば）反対」と答えた人は６１．０％となっています。

子どもの人数が理想より実際が少ない理由

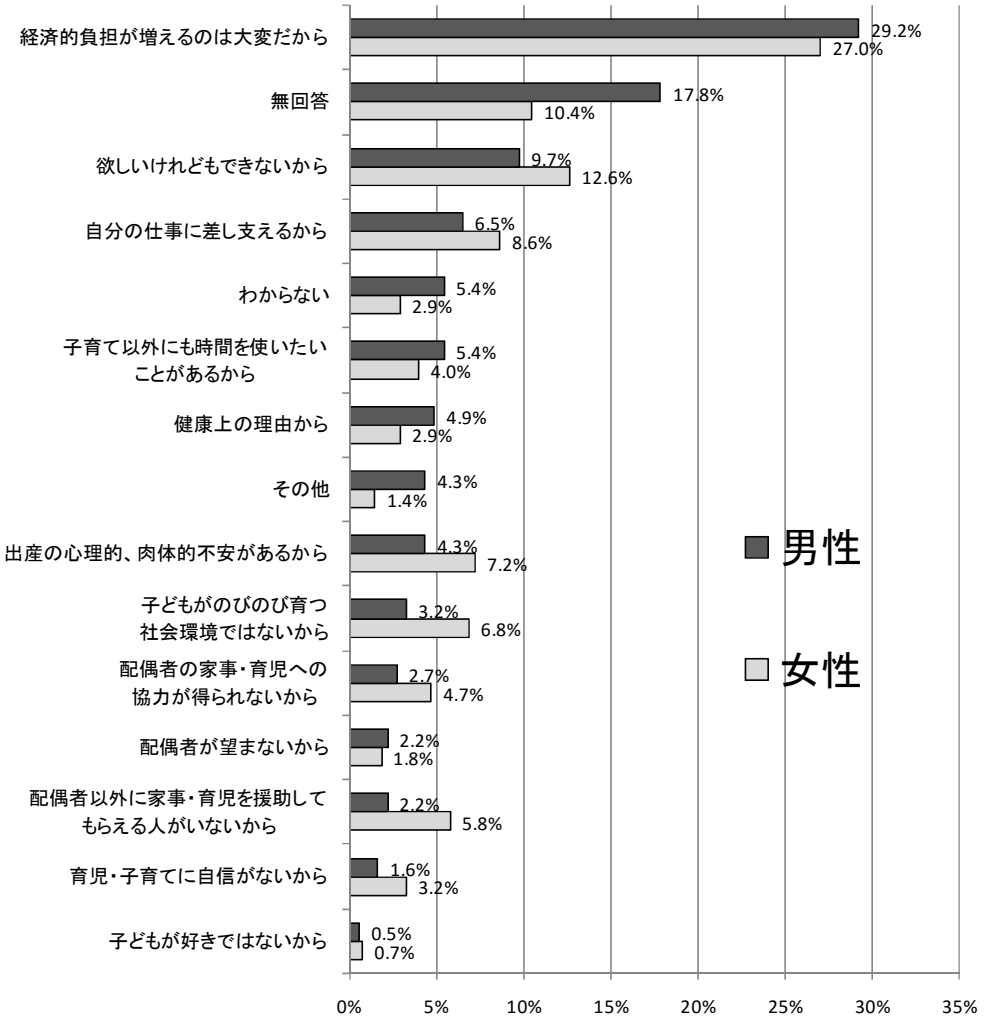

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

「子どもの人数が理想より実際が少ない理由」について、男女ともに「経済的負担が増えるのが大変」と「欲しいけれどもできない」という回答が多くありました。一方で、女性は「子どもがのびのび育つ環境ではないから」や「配偶者の家事・育児への協力が得られない」、「配偶者以外に家事・育児を援助してもらえる人がいないから」等、家事や育児についての悩みや不安からくる回答が男性よりも多くありました。

理想とする子どもの数を実現するために必要な取組みについて

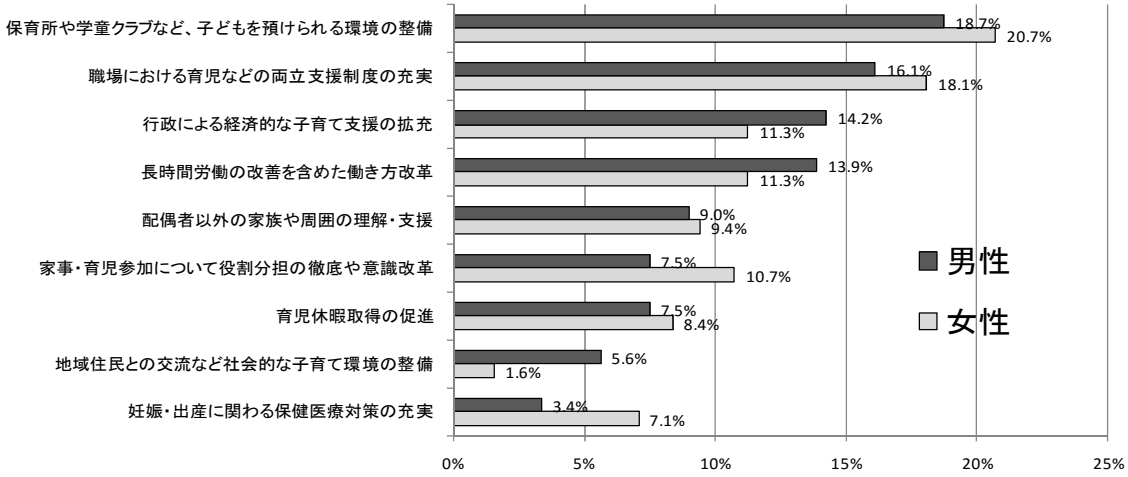

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

「理想とする子どもの数を実現するために必要な取り組みについて」という質問には、男女ともに「保育所や学童クラブ等、子どもを預けられる環境の整備」、「職場における育児等の両立支援制度の充実」、「行政における育児等の両立支援制度の充実」等、育児の支援体制や環境整備についての意見が多くありました。一方で、男性は「長時間労働の改善を含めた働き方改革」、女性は「家事・育児参加について役割分担の徹底や意識改革」の意見が多くありました。

男女共同参画の認知度（お互いの性の尊重について）

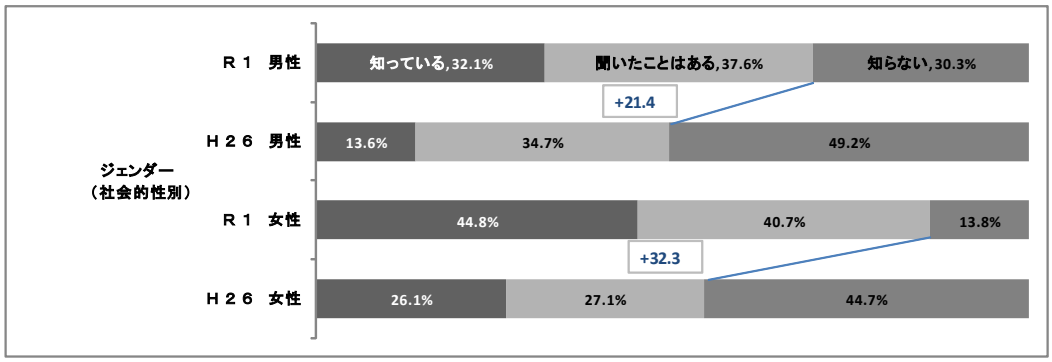

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

「ジェンダー（社会的性別）」という言葉の認知度については、平成２６年に比べて男女ともに大きく増加しました。近年では、性的指向や性自認等（ｐ３２　参照）の言葉が広がりつつあり、朝日町においても性に関する知識の普及が進んでいると思われます。

男女共同参画の認知度（女性活躍推進について）

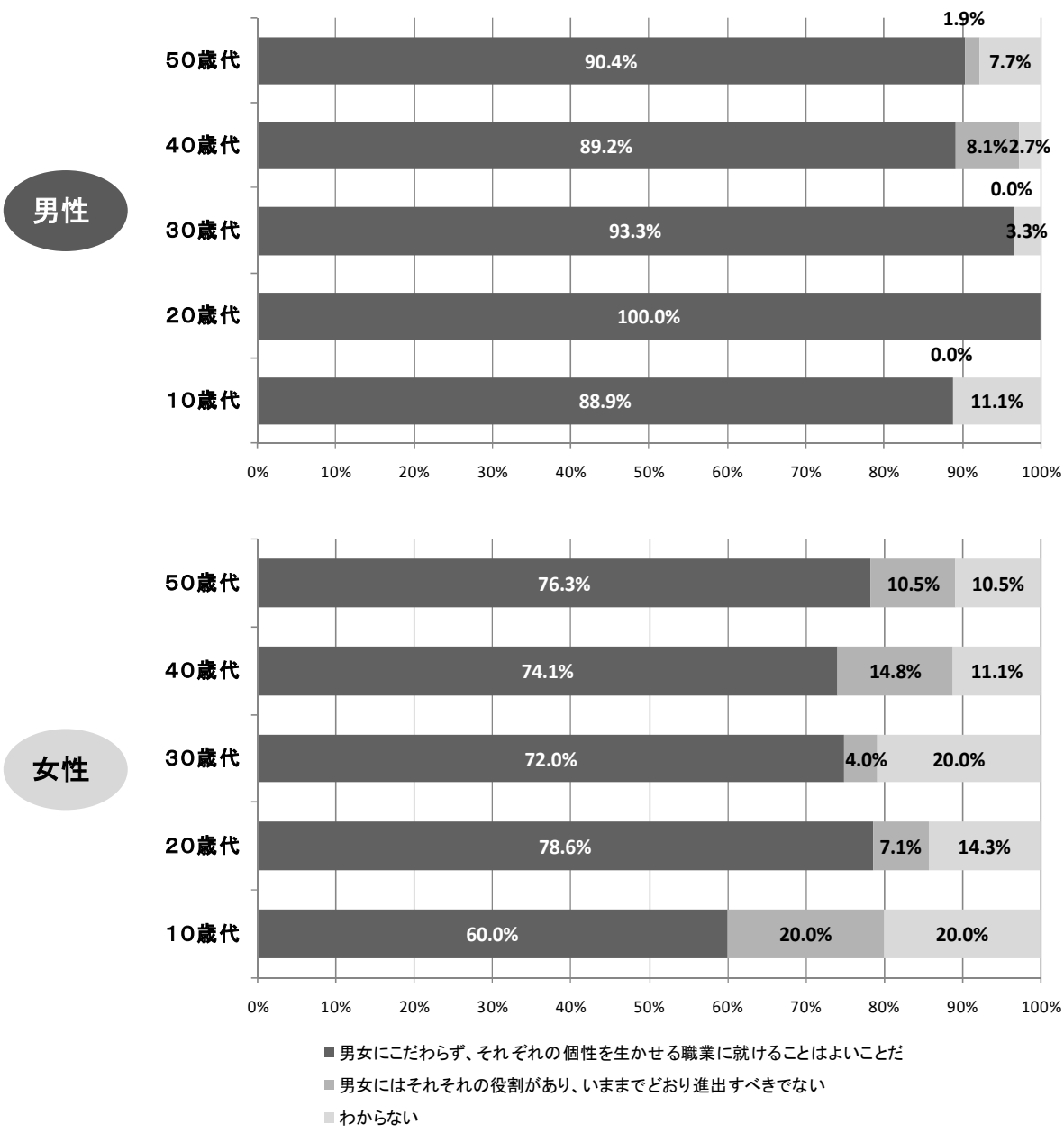

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

「いままで、男性あるいは女性がいなかった職業への女性、男性が進出することについてどのように考えているか」という質問に対して、男女ともに「男女にこだわらず個性を生かせる職業に就けることは良いことだ」と回答した人の割合が高くなっています。男女で比較すると、女性の方が「男女にはそれぞれの役割があり、いままでどおり進出すべきでない」と回答した人の割合が高くなっています。女性自身が意識改革のできにくい、またはしたくない状況にあるのかもしれません。

男女共同参画の認知度（ＤＶについて）

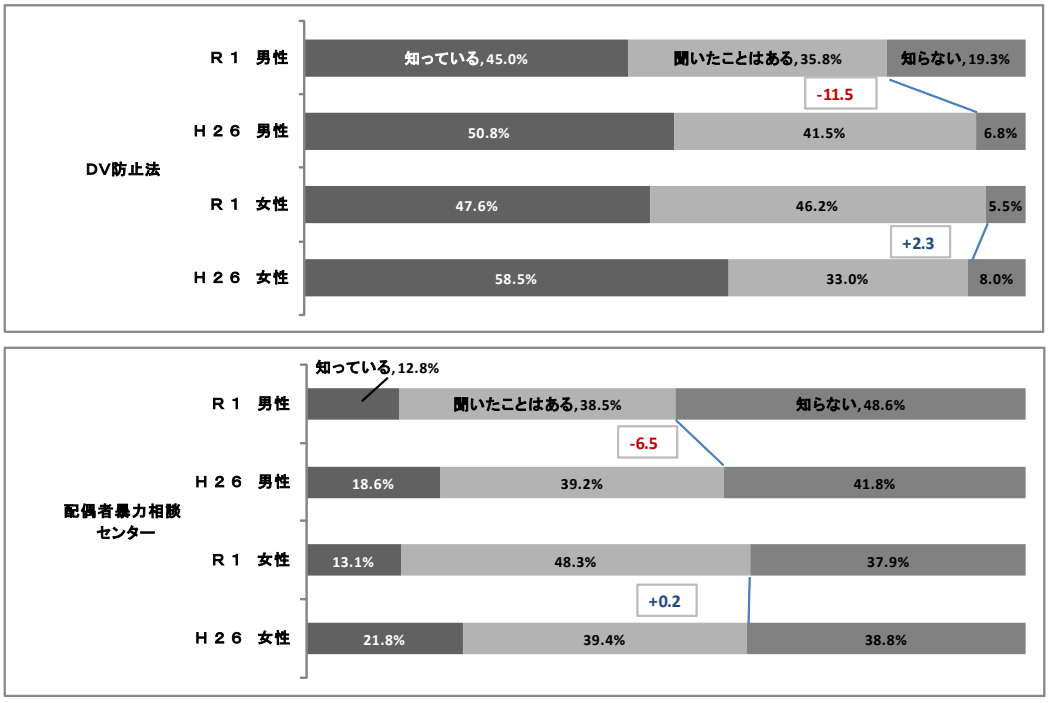

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

「ＤＶ防止法」、「配偶者暴力相談センター」という言葉の認知度については、平成２６年と比較すると男性は「知っている」、「聞いたことがある」と回答した人の割合が減少した一方で、女性はわずかに増加しました。男性のＤＶに対する意識低下が分かる結果となりました。

ＤＶ防止法ができた当初（平成２６年）は認知度が高かったようです。月日が経過すると意識が薄れる傾向にあります。

男女共同参画を推進するために必要な取組みについて

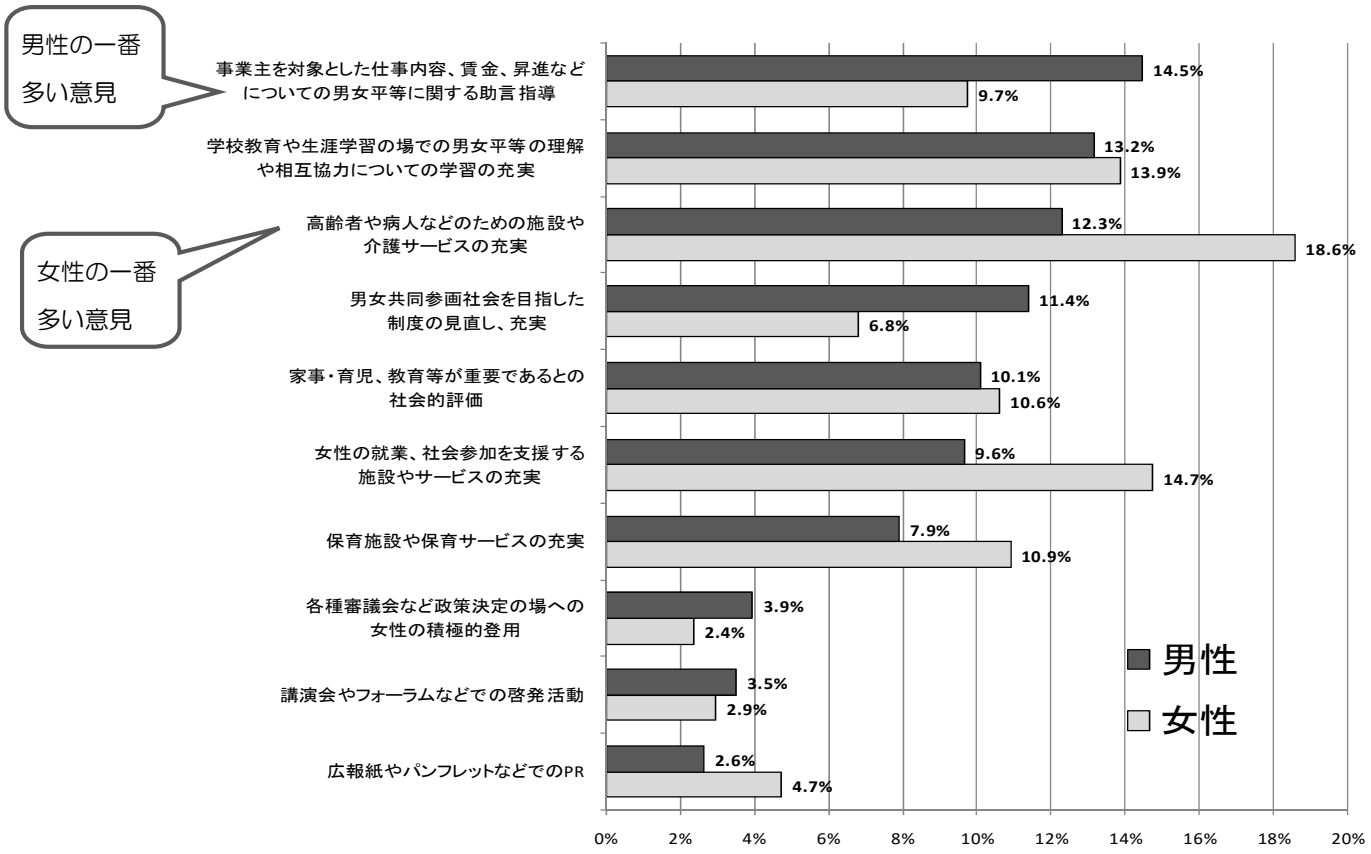

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

「男女共同参画を推進するために必要な取り組みについて」という質問に対して、男性のもっとも多かった意見は「事業主を対象とした仕事内容、賃金、昇進等についての学習の充実」でした。女性のもっとも多かった意見は、「高齢者や病人等のための施設や介護サービスの充実」でした。次いで多かった意見として、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実」があります。

男女ともに職場、仕事の上で男女共同参画の視点が重要であると考えていることに加え、女性は家庭と仕事の両立支援を望む声が特に高いことが分かります。

これまでのアンケート結果を踏まえると、男女で同じような意見がある一方で、男女で価値観が逆転しているものもありました。当町では特に、少子高齢化が急速に進む中で高齢期を迎えるにあたっての不安を抱えている人が多く、また、仕事と家庭の両立を望む一方で、職場での働き方や家庭での家事・育児等の理想と現実にギャップがあることが分かりました。

一人ひとりが年齢や性差に捉われず、自分らしく安心して過ごせるように、生活の様々な分野で、男女共同参画の視点に立って考え行動することが重要です。

４ 総合目標

男女の人権が尊重され、

町民一人ひとりが輝く活気あふれる朝日町の実現

男女共同参画社会とは、男女が社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、ともに責任を担うべき社会をいいます。

（朝日町男女共同参画社会の形成に関する条例第２条１号）

朝日町においては、女性の就業者の割合は高いものの、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることで、男女があらゆる分野で協力できる環境ではない現状があり、仕事と家事・育児・介護の両立が困難になってきています。

少子高齢化により労働力人口が減少するなか、性別や年齢に関わりなく男女がお互いに認め合い、思いやりを持って協力できるよう体制づくりを考える等の取り組みが求められています。

経済社会を活性化し豊かで活力ある地域づくりを進めるためには、男女共同参画を推進し、一人一人が能力を発揮し活躍できる社会の実現が必要不可欠です。このため、「総合目標」、「男女共同参画推進テーマ」を掲げ、すべての町民の連携、協力のもと施策を推進していきます。

男女共同参画推進テーマ

「　ともに思いやり認め合う　未来あさひ　」

５ 基本理念

男女共同参画社会の形成にあたっては、条例に掲げられた次の６つを基本理念とします。

この基本理念は、男女共同参画社会を形成するためのすべての取り組みについて、必ず考慮されなければならない視点です。

Ⅰ　男女の人権の尊重	
条例第３条	①男性も女性も町民は個人としての尊厳が重んじられること。 ②性別を理由とした差別的扱いを受けないこと。 ③男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
Ⅱ　性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し	
条例第４条	「男だから」「女だから」といった性別による固定的な役割意識が反映された制度や慣行等は、社会における活動の自由な選択や個人の能力を発揮する機会を妨げられることがある。制度や慣行について、男女共同参画の視点でみて、男女に中立的に機能しないもの等について見直しを図る必要があること。
Ⅲ　政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画	
条例第５条	男性も女性も社会の対等な構成員として、町における政策やそのほかの団体における方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保される必要があること。
Ⅳ　家庭生活における活動と社会における活動の両立	
条例第６条	家庭における男女はともに家族の構成員であり社会の構成員でもある。男女が家族の一員として互いの協力と社会の支援のもとに家事、育児、介護等家庭での役割を果たしながら、社会で活躍できるよう考える必要があること。
Ⅴ　男女の生涯にわたる健康の確保	
条例第７条	男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が互いの身体について理解を深め、生涯を通じて健康であることが前提である。特に、女性における妊娠・出産の安全性を確保することが必要であること。
Ⅵ　国際的協調	
条例第８条	男女共同参画社会の形成にあたっては、国際社会における歴史と現在なお続く取り組みが密接に関係している。それらを理解し、広い視野で諸地域との協調を図っていく必要があること。

計画の内容

１　計画の体系

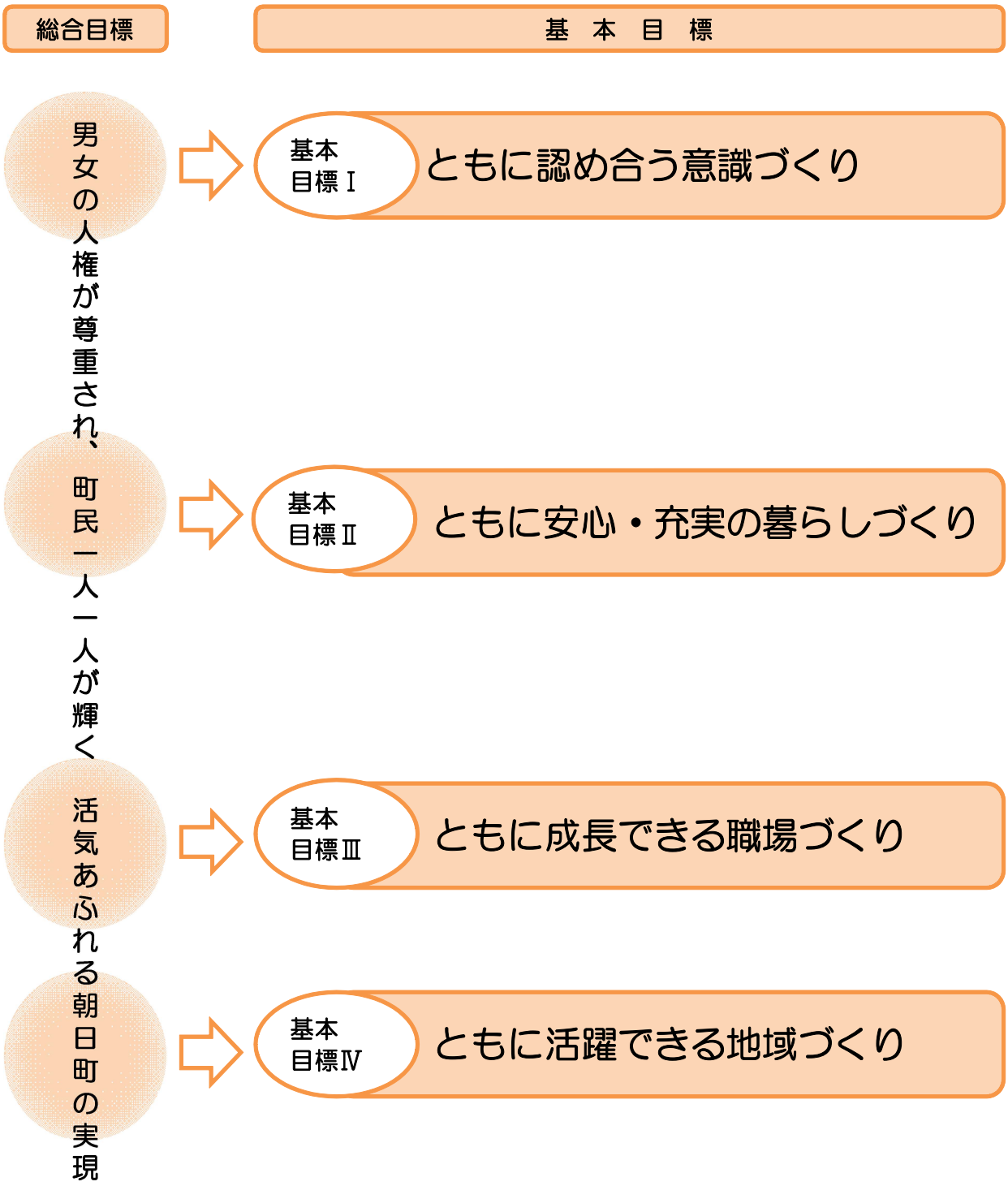
総合目標
基　本　目　標
男女の人権が尊重され、町民一人一人が輝く活気あふれる朝日町の実現
基本目標Ⅰ
ともに認め合う意識づくり
基本目標Ⅱ
ともに安心・充実の暮らしづくり
基本目標Ⅲ
ともに成長できる職場づくり
基本目標Ⅳ
ともに活躍できる地域づくり

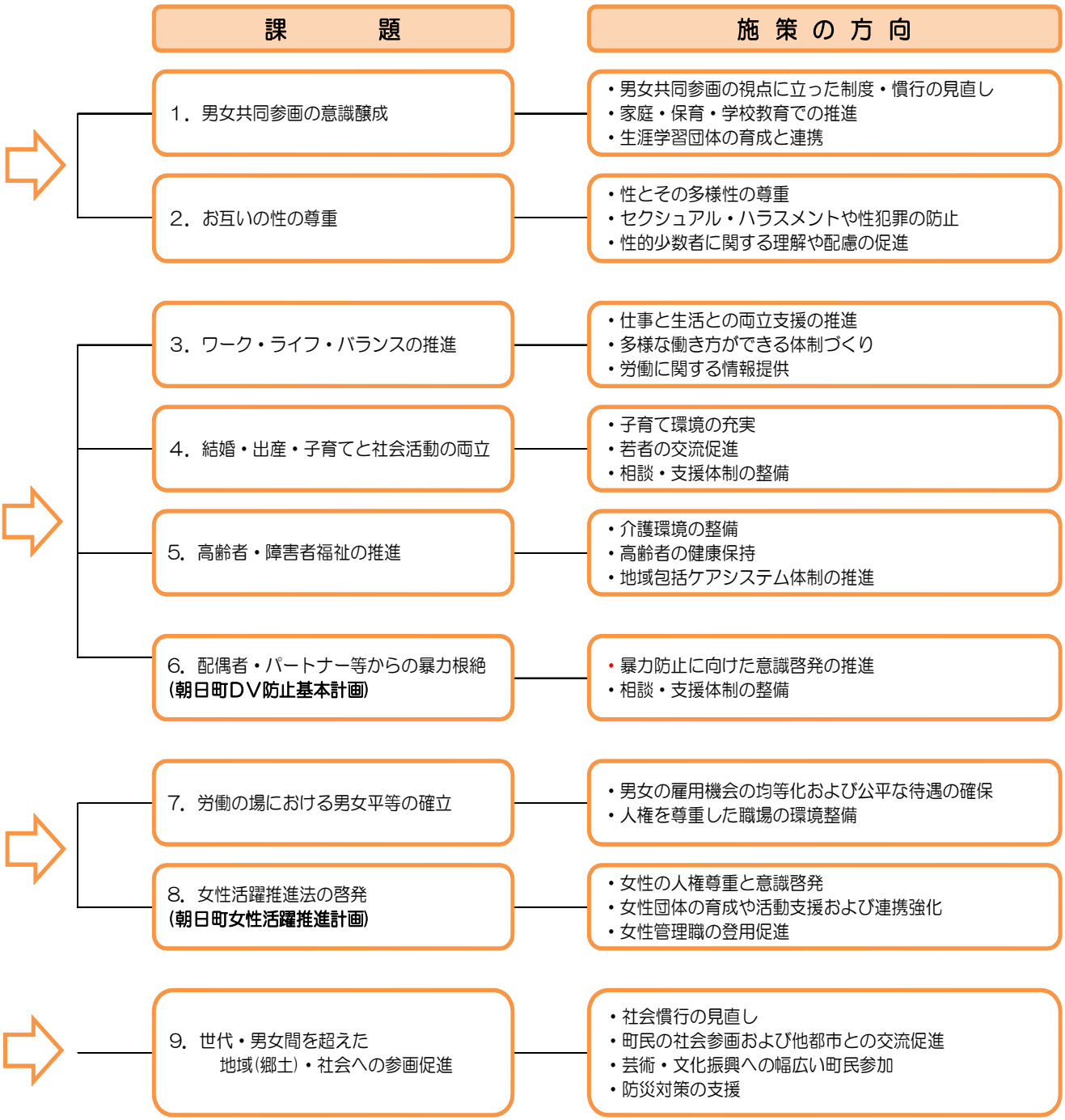
課　　題
施 策 の 方 向
1．男女共同参画の意識醸成
・男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
・家庭・保育・学校教育での推進
・生涯学習団体の育成と連携
2．お互いの性の尊重
・性とその多様性の尊重
・セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止
・性的少数者に関する理解や配慮の促進
3．ワーク・ライフ・バランスの推進
・仕事と生活との両立支援の推進
・多様な働き方ができる体制づくり
・労働に関する情報提供
4．結婚・出産・子育てと社会活動の両立
・子育て環境の充実
・若者の交流促進
・相談・支援体制の整備
5．高齢者・障害者福祉の推進
・介護環境の整備
・高齢者の健康保持
・地域包括ケアシステム体制の推進
6．配偶者・パートナー等からの暴力根絶
(朝日町DV防止基本計画)
・暴力防止に向けた意識啓発の推進
・相談・支援体制の整備
7．労働の場における男女平等の確立
・男女の雇用機会の均等化および公平な待遇の確保
・人権を尊重した職場の環境整備
8．女性活躍推進法の啓発
(朝日町女性活躍推進計画)
・女性の人権尊重と意識啓発
・女性団体の育成や活動支援および連携強化
・女性管理職の登用促進
9．世代・男女間を超えた
地域(郷土)・社会への参画促進
・社会慣行の見直し
・町民の社会参画および他都市との交流促進
・芸術・文化振興への幅広い町民参加
・防災対策の支援

２　目標プラン

基本目標Ⅰ　ともに認め合う意識づくり

◎ 男女がともに思いやりを持って協力できるまち
◎ 性別や年齢にかかわらず、だれもが認め合えるまちを目指します

基本理念

Ⅰ　男女の人権の尊重

① 男性も女性も町民は個人としての尊厳が重んじられること。
② 性別を理由とした差別的扱いを受けないこと。
③ 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。　（条例３条）

Ⅱ　性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し

「男だから」「女だから」といった性別による固定的な役割意識が反映された制度や慣行等は、社会における活動の自由な選択や個人の能力を発揮する機会を妨げられることがある。制度や慣行について、男女共同参画の視点でみて、男女に中立的に機能しないもの等について見直しを図る必要があること。　（条例４条）

男女共同参画社会の実現のためには、職場、学校、地域、家庭等あらゆる場において、町民一人ひとりが男女共同参画の意識を高めることが重要です。「性別による固定的な役割分担意識」をなくし、だれもが一人ひとりの個性や能力を発揮して、お互いの意思を尊重できるような社会づくりを目指すことが必要です。

当町では、家庭や学校現場等で男女共同参画社会に基づく教育や学習を充実させるとともに、生涯学習団体や女性団体との連携を図ることで、性別の差なく、だれもが主体的で多様な生き方ができるよう、より充実した取り組みを進めていきます。

今後、男性が女性とともに家事・育児や介護などに積極的に参加するために

男女ともに一番多い意見

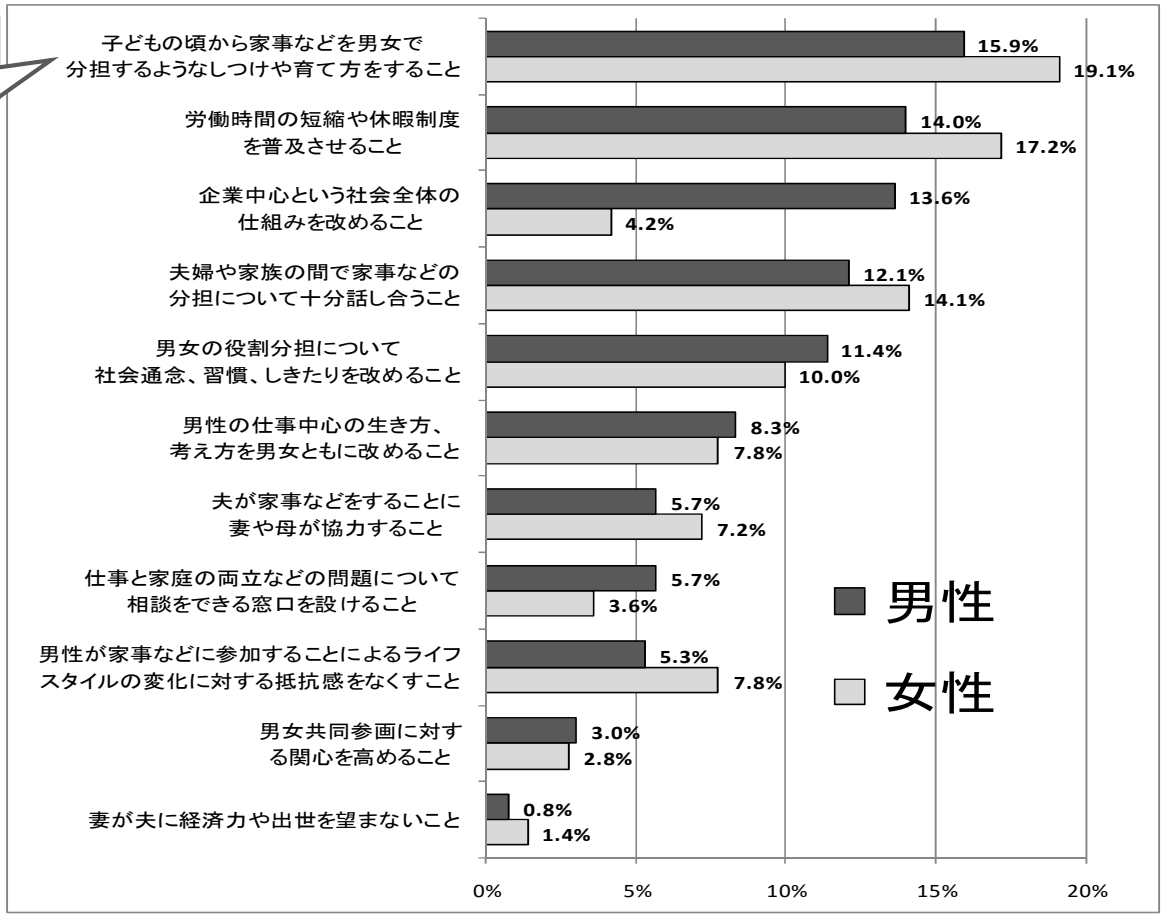

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

家事をしていない方の出来ない理由は

男女ともに一番多い意見

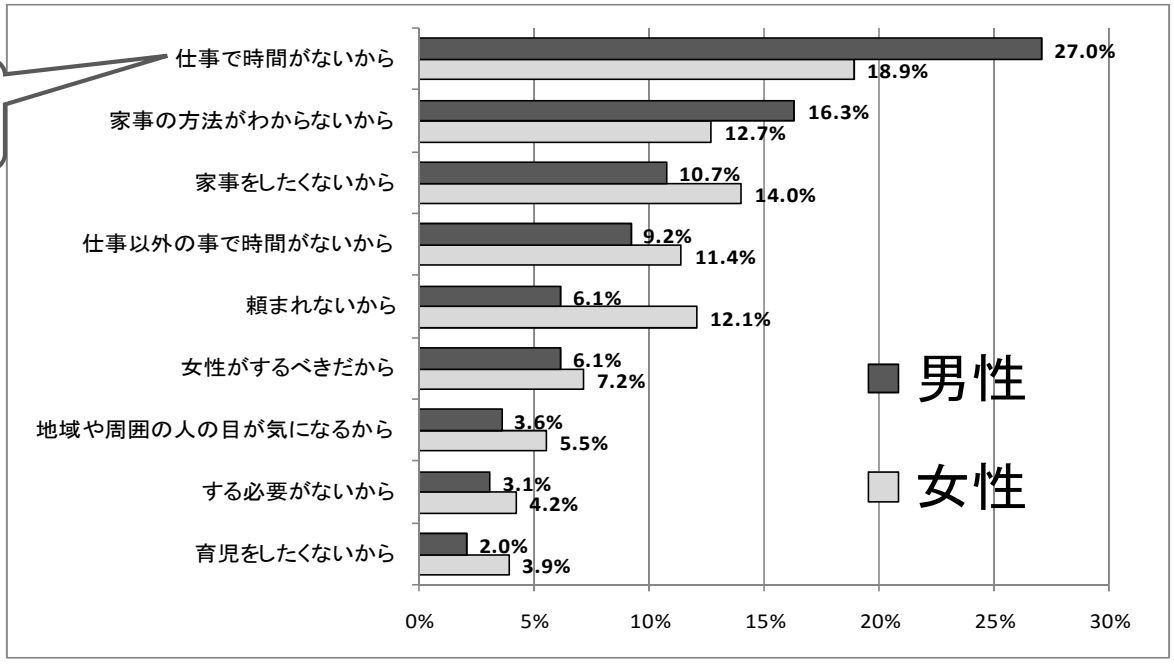

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

課　題　1　男女共同参画の意識醸成・啓発

一人ひとりが尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会について、正しく理解を深める意識づくりが重要です。

町民アンケートでは、家庭・学校・生涯学習の場において、「将来、だれもが自立して家族が営める家庭教育」や「それぞれの性別を尊重する教育」に力を入れて欲しいという意見が多くありました。性別による固定的な役割分担意識を見直し、生活の様々な場面における男女共同参画意識の醸成のため、子どもの頃からの教育・学習の充実を図るとともに、生涯学習団体の育成と連携を推進します。

男女平等について学習するため、取り入れて欲しいこと

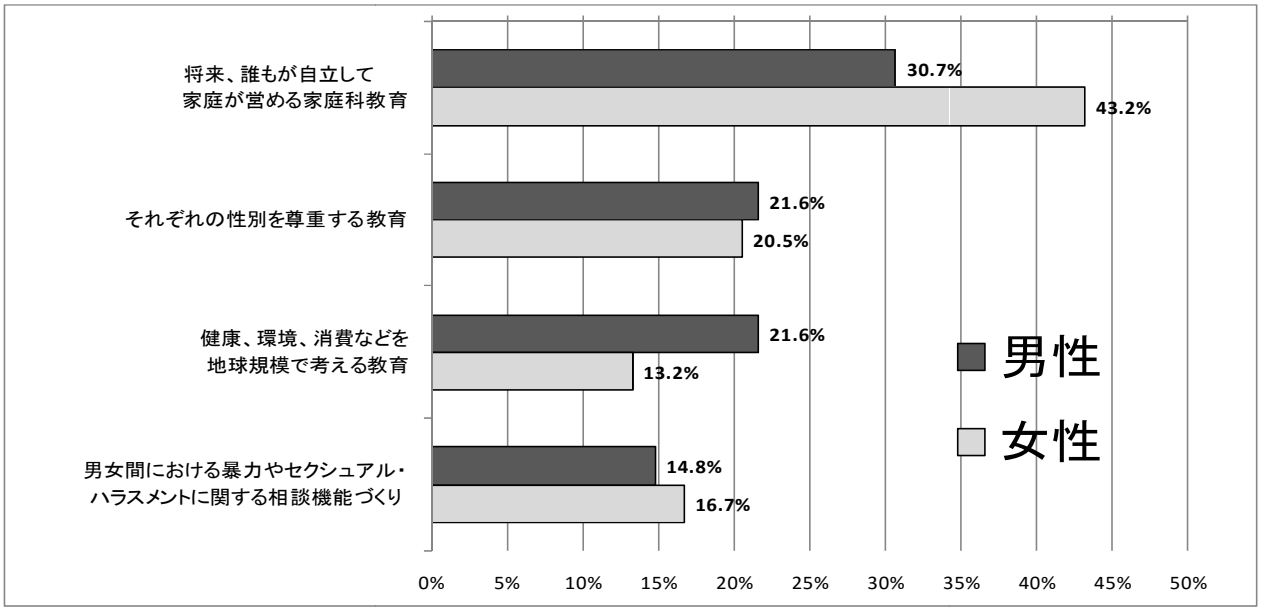

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年度）】

◎男女共同参画メモ

- 家庭や学校において、無意識のうちに男女の役割を固定していませんか？
  将来、だれもが自立して家庭（家事・育児・介護等）を営めるよう、性別の差なく様々なことにチャレンジできる環境づくりをしましょう！

- 多様な生き方の選択ができるようになるには、多くの価値観や考え方に触れて、男女の人権を尊重することが必要です。
  様々な交流会・学習会に参加して意見・情報交換をしましょう！

行政の取組み

〈男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し〉

主要施策	事業名	具体的内容	所　管
男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	研修会の開催	男女共同参画社会実現に向けて町民の関心と理解を深めるために、各種講座や勉強会を定期的に開催しています。	教育委員会事務局
	男女共同参画意識の啓発	町民が男女共同参画に関心をもてるように広報誌（チャレンジ）を作成して、ＰＲの促進を図っています。また、定期的に町民アンケートを実施することによって、町民の意識を高めるための方策を展開しています。	教育委員会事務局
	学習機会充実	男女共同参画の視点に立った出前講座の開催や地域の定期的な行事に男女共同参画の講座を設ける等、学習機会を提供しています。	教育委員会事務局
男女それぞれの視点に立った男女共同参画の意識づくり	男性のための各種講座開設	男性・女性それぞれの視点に立った家事・育児・料理・介護等の講座を開催して、男女が社会の対等な立場で活躍できる環境づくりを推進します。（ポジティブ・アクション*）	教育委員会事務局
	女性のための各種講座開設		

◎　朝日町の各事業所やサービスについて

○　富山県男女共同参画推進員朝日町連絡会

（住所：朝日町役場内）

町民の男女共同参画の関心と理解を深めるために、
地域活動の場や広報でのＰＲを促進します。
定期的に勉強会や講演会を開催することで、
男女共同参画の学習機会を提供します。

＊ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会には男女間の格差が依然として存在し、この格差を改善しなければ男女が対等に参画できない場合があります。このような場合に、必要な範囲で男女のいずれか一方に対して、活動参加への機会を積極的に提供することを指します。

行政の取組み

〈家庭・保育・学校教育での推進〉

主要施策	事業名	具体的内容	所　管
幼少時からの子育て環境の整備と充実	保育サービスの充実	保育士等の保育に係る人材の確保・育成ならびに保育所施設の充実を図ります。また、延長・休日保育、病児・病後保育等のサービスを拡充して、地域が主体となった保育支援システムの構築を推進します。	住民・子ども課
	子育てサークル活動の支援	子育て支援センター事業、ファミリーサポート事業等を展開し、子育てサークル支援、世代間交流等を促進することで、地域における子育て環境の充実を図ります。	住民・子ども課
	放課後児童クラブ等の設置	児童館や放課後児童クラブ（学童保育）、放課後子ども教室等、子どもの居場所づくりと健全育成を図ります。	住民・子ども課
学校教育・学習機会の充実	小中学校の学習指導の充実	児童生徒の確かな学力向上のため、特別支援教育、外国語教育、環境教育、キャリア教育の充実を図り、だれもが公平で適正な教育を受けることができる環境を整備します。	教育委員会事務局
	教育環境の充実	すべての小中学校において、パーソナルコンピューターのほか、無線ＬＡＮを活用したタブレット端末、デジタル教科書を利用しての授業を実施します。	教育委員会事務局
	心の教育の推進	子どもの悩みや不安を受け止め、問題解決の支援を行う相談・指導体制の充実を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置して、適応指導教室の開設等を実施します。	教育委員会事務局
	保・小・中連携推進	保・小・中の各段階での円滑な移行を図るとともに、朝日町の特色ある教育を推進していくために連携強化を図ります。	住民・子ども課 教育委員会事務局
	ふるさと教育の推進	ふるさと体験ツアー、ふるさとチャレンジ検定、出前授業プロジェクト等、地域学習や共同体験学習を通じて、子どもの町や地域に対する誇り・愛着の精神を育みます。	教育委員会事務局

◎　朝日町の各事業所やサービスについて

○　朝日町児童館

（住所：朝日町荒川 262-1　電話：0765-83-3387）

毎月、おたのしみ映写会や絵本の読み聞かせ、工作教室等、子どもが楽しめる行事を開催します。

行政の取組み

〈生涯学習団体の育成と連携〉

主要施策	事業名	具体的内容	所　管
生涯学習環境の充実	地域活動や学校教育との連携	図書館、生涯学習館、ふるさと美術館等の拠点施設の充実を図るとともに、公民館講座の実施や関係機関との連携強化により、交流・体験活動を促進します。	教育委員会事務局
	学習成果の活用の場・機会の創出	生涯学習フェスティバル、芸能文化祭、町美術展の開催等、住民が学んだことが地域のまちづくりに結びつくように、学習の成果を地域社会に生かすことができる機会を創出します。	教育委員会事務局
	スポーツプログラムの充実と整備	だれもがライフステージや興味、能力に応じて気軽にスポーツ・運動に親しむことができるように町スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ「ひすいスポーツクラブ」等が、文化体育センター（サンリーナ）を拠点に、住民ニーズを踏まえたスポーツプログラムの充実や地域活動と連携した取り組みを推進します。	教育委員会事務局
	芸術・文化活動の充実	だれもが朝日町の歴史や文化に触れる機会を得ることができるように、まいぶんＫＡＮ、ヒスイ化石ＫＡＮ、ふるさと美術館、サンリーナ等の文化関連施設の整備と充実を図り、住民の文化活動の活性化を促進します。	教育委員会事務局

◎　朝日町の各事業所やサービスについて

○　**朝日町図書館**

（住所：朝日町沼保 969　電話：0765-83-0574）

絵本・紙芝居の読み聞かせ等、子どもの学習機会を創出します。借りた本の日付やタイトルが分かる読書通帳、住民票と印鑑証明書の交付等サービスの充実を図ります。

○　**朝日町生涯学習館**

（住所：朝日町東草野 466-8　電話：0765-82-1294）

若者からシニア世代まで幅広い世代が集まることのできる憩いの場を提供します。

課　題　２　お互いの性の尊重

近年は、性的指向*や性自認*という言葉が広く知られるようになりましたが、ＬＧＢＴ（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー*）等を理由として生き難さを感じている人々は多くいます。個々の性の在り方について、周囲の理解不足や偏見等により、社会の中で様々な困難に直面していることから、差別や偏見をなくすための正しい理解の促進、社会全体が多様性を受け入れられることができるような環境づくりが重要です。

町民アンケートでは、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくという考え方」について、男女ともに３０～５０歳代、女性の１０歳代は「（どちらかといえば）賛成」と回答した人が多くありました。一方で、男女ともに２０歳代は「（どちらかといえば）反対」と回答した人が多くあり、年齢によって考え方の違いが生じる結果となりました。

固定的な性の役割分担等を見直し、性自認や性的指向の正しい理解を促進することで、家庭、学校、職場、地域社会等すべての場において、多様な性の形を認め、受け入れる環境づくりを促進します。

◎男女共同参画メモ

● 性別と聞くと、「身体の性」をイメージしませんか？
男性と女性の２通りしかないと考えられますが、本来はもっと多様で人それぞれ性の在り方は異なります。

・性のあり方　４つの要素
①身体の性、②好きになる性（性的指向）、③心の性（性自認）、④表現する性（服装、言葉遣い等）
これら４つの要素が組み合わさって個人の性があります。
固定的な考え方に捉われず、多様な性のあり方に対して正しく理解しましょう！

＊性的指向
その人の恋愛感情や性的関心が、どの性別を対象にしているかということ。異性愛・同性愛・両性愛等があります。

＊性自認
自分の性別をどのように認識しているかということ。なお、肉体の性別とは必ずしも一致するわけではなく、ジェンダーアイデンティティーともいいます。

男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくという考え方について

男性

女性

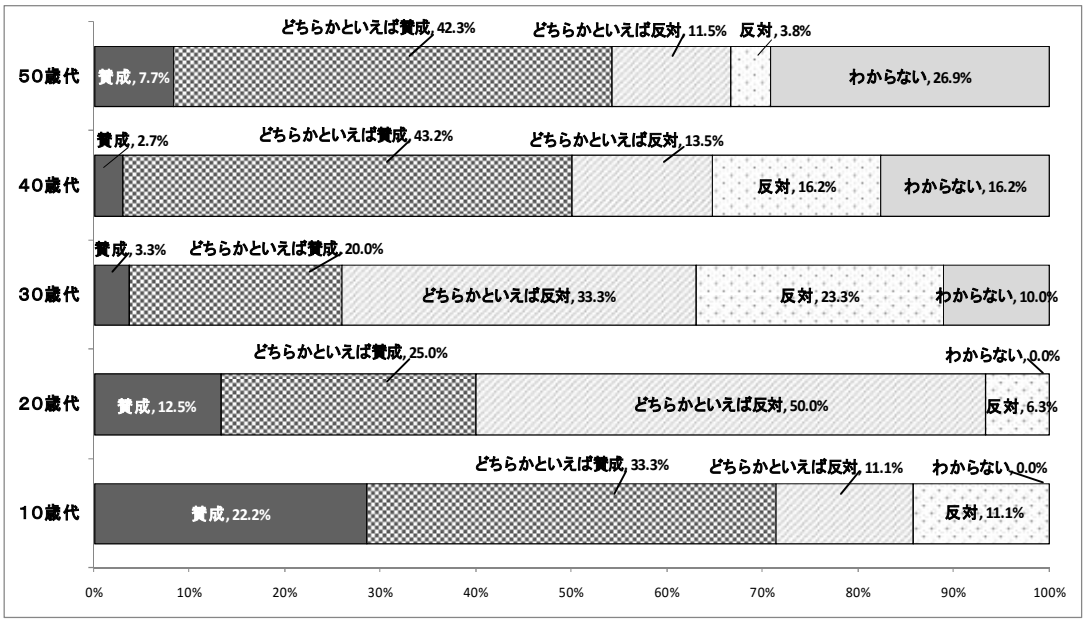

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年度）】

＊トランスジェンダー
　性的違和をもつ人々の総称で、出生時の身体に基づいて判別された性別やその役割に課される性役割、性的表現等への違和感をもちます。

行政の取組み

〈性とその多様性の尊重〉

主要施策	事業名	具体的内容	所　管
性とその多様性の尊重	年代に応じた性教育の推進	性に対する正しい知識を身につけることができるように、男女の性について認識を育む学習機会の充実に努めます。	教育委員会事務局
	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪防止	地域、各団体、事業所等と連携・協働して、セクシシュアル・ハラスメントは人権侵害であることの認識を周知するとともに、性犯罪を含む暴力の防止に努めます。	教育委員会事務局 商工観光課
	性的少数者に関する理解促進	性的少数者をとりまく人権課題等について啓発活動を実施する等、性的少数者に対する町民の理解促進に努めます。	教育委員会事務局

◎　ＬＧＢＴ、多様な性について

○　ＬＧＢＴ（性的マイノリティ）とは？

・Ｌｅｓｂｉａｎ（レズビアン）
心の性が女性で、好きになる性が女性。

・Ｇａｙ（ゲイ）
心の性が男性で、好きになる性が男性。

・Ｂｉｓｅｘｕａｌ（バイセクシュアル）
好きになる性が異性の場合も同性の場合もある人

・Ｔｒａｎｓｇｅｎｄｅｒ（トランスジェンダー）
身体の性と、自認する心の性が異なる人。身体の性別とは異なる性別を生きる／行きたいと望む人

※このほかにも、性のあり方が自分でもよくわからない人（**クエスチョニング**）、こころの性が男性でも女性でもないと感じる（**Ｘジェンダー**）、恋愛感情や性愛がどの性にも向かない人（**Ａセクシュアル**）等、様々な性のあり方があります。

基本目標Ⅱ　ともに安心・充実の暮らしづくり

◎ 家事や育児、介護と仕事が両立できるまち
◎ だれもが将来への夢と希望をもって、健康で心豊かに暮らせるまちを目指します

基本理念

Ⅳ　家庭生活における活動と社会における活動の両立

家庭における男女はともに家族の構成員であり社会の構成員でもある。男女が家族の一員として互いの協力と社会の支援のもとに家事、育児、介護等家庭での役割を果たしながら、社会で活躍できるよう考える必要があること。　（条例６条）

Ⅴ　男女の生涯にわたる健康の確保

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が互いの身体について理解を深め、生涯を通じて健康であることが前提である。特に、女性における妊娠・出産の安全性を確保することが必要であること。
（条例７条）

少子高齢化がより一層進行すると予想される現代において、性別や年齢にかかわらず、男女がともに協力し、家庭とほかの活動をバランスよく両立できる社会の実現が必要です。

昨今では、女性の社会進出も進む中で、男女ともに、家事や育児、介護等家庭生活における分担と助け合いがますます重要になってきています。しかし、男女ともに長時間労働の傾向があり、夫婦のどちらかが家事や育児を担っている人の割合が多いです。また、高齢化が進む中で、介護を理由に退職する人も増加傾向にあります。

このような中、男性も女性もあらゆる世代のだれもが安心して、仕事や子育て、介護、地域活動等に参画して、思いやりを持ってみんなで協力し合えるまちづくりを目指すことが求められています。

生活と調和の理想と実現

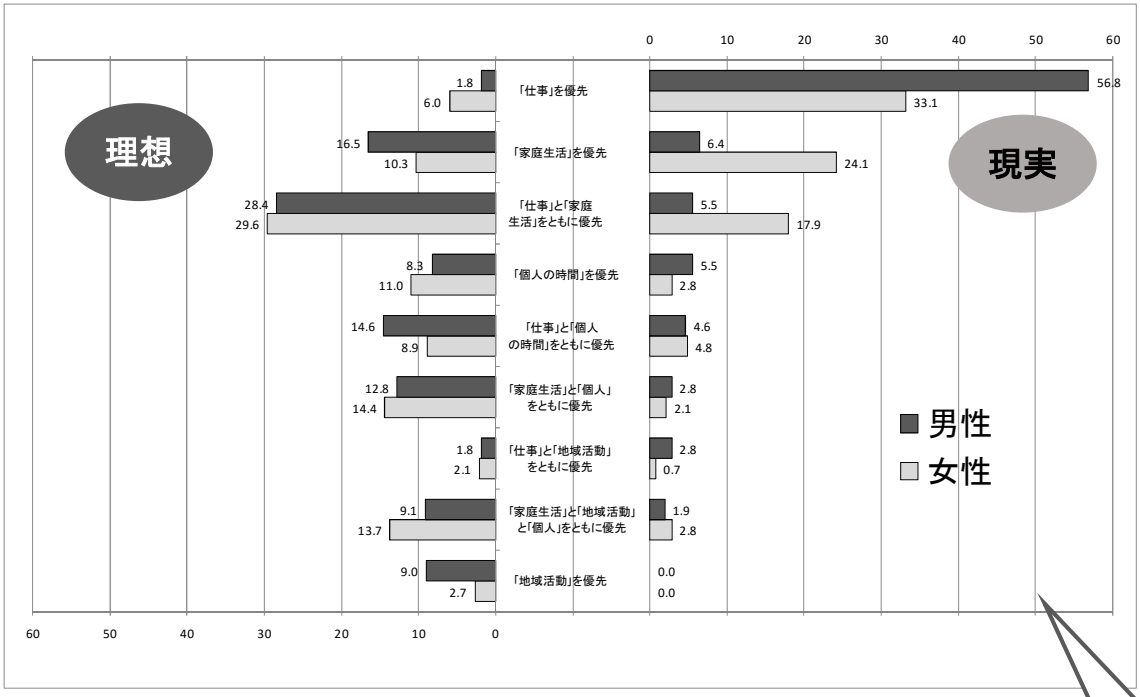

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

仕事と職場、家庭、の両立を理想としながら、
実際は多くの人が仕事を優先している実態があります。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」

現代の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面しています。仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により平成１９年に策定されました。

個人の持つ時間は有限です。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」の活動等への参加機会の拡大等を通じて地域社会の活性化にもつながるものです。また、就業期から地域活動への参加等活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となります。

課　題　３　ワーク・ライフ・バランスの推進

現代の社会では家事や育児、介護等家庭での仕事は女性、職場での仕事は男性に負担が大きいと感じている人が多いのが現状です。

家庭や職場、地域の活動をわかちあうためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進して“働き方”に対する男女のお互いの意識改革と見直しを行うことが必要です。同時に、育児や介護に携わる人のための施策の充実を図り、労働者の生活スタイル、就業意識の変化に対応した就業形態や勤務形態、休業および休暇に関する制度等の整備を進めていくことが求められています。

町民アンケートでは、「男性・女性どちらが主に家事をしているか」という質問について、「家廻り（庭・外仕事）」、「町内会等への参加」は男性が、それ以外の家事については女性がしている割合が多いという結果になりました。

また、「現在の家事・育児の分担に満足しているか」については、「（やや）不満」と回答した男性は約３割であったのに対して、女性は約４割でした。

このことから、ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、男女の家庭での分担を平等にすること、特に男性の家事・育児等への参加がますます必要になってきています。

◎男女共同参画メモ

- 育児・介護休業制度は女性のための制度と考えていませんか？
  男女ともに、育児・介護休業制度を積極的に利用しましょう！
- 「仕事」が生活のほとんどを占めていませんか？
  「仕事と生活の調和」により長時間労働の見直し、仕事と育児介護や地域活動等の両立を目指した男性にとっての男女共同参画も考えてみましょう！
- 働きやすい職場づくりに必要な制度等について考えてみましょう。
  （例えばフレックスタイム制度、ノー残業デーの設置等）

男性・女性のどちらが主に家事をしているか

男性

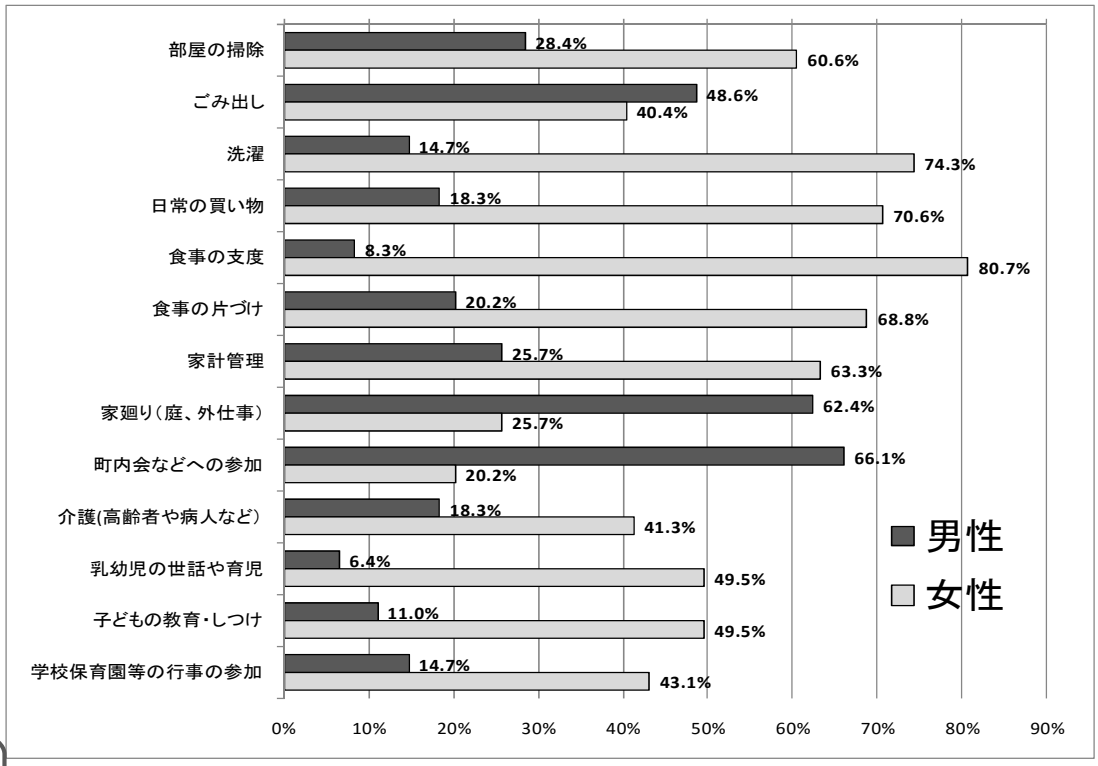

男女で分担の満足度に差があります

女性

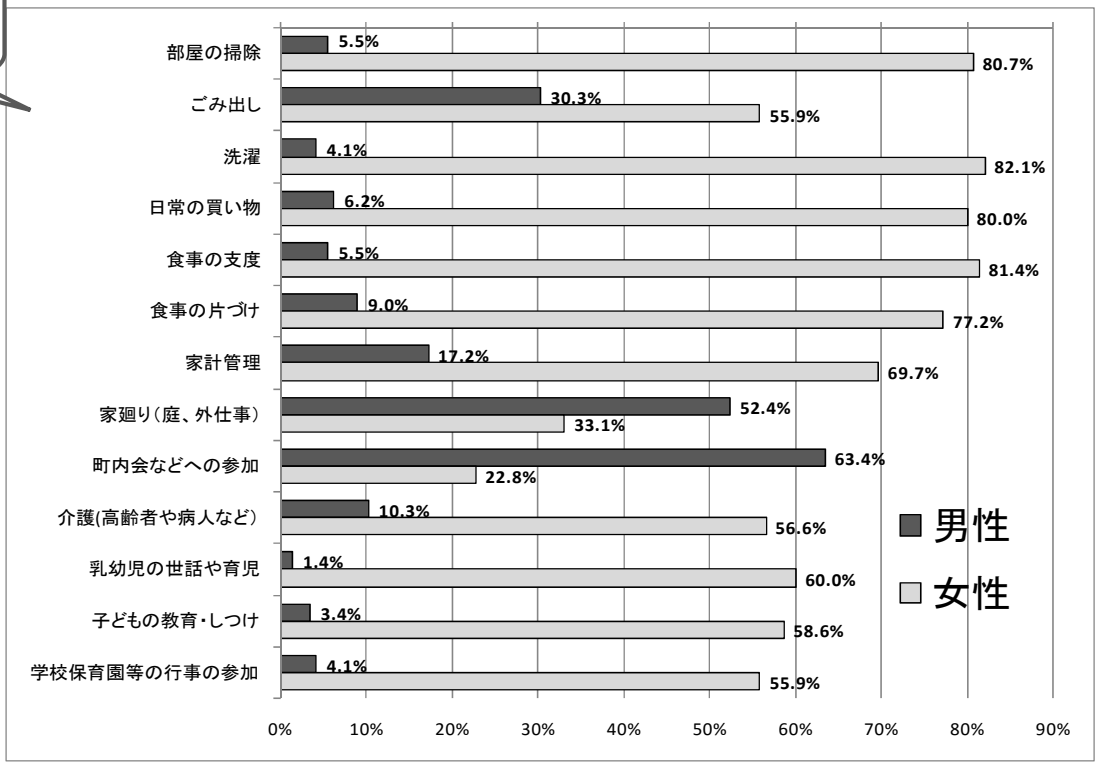

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

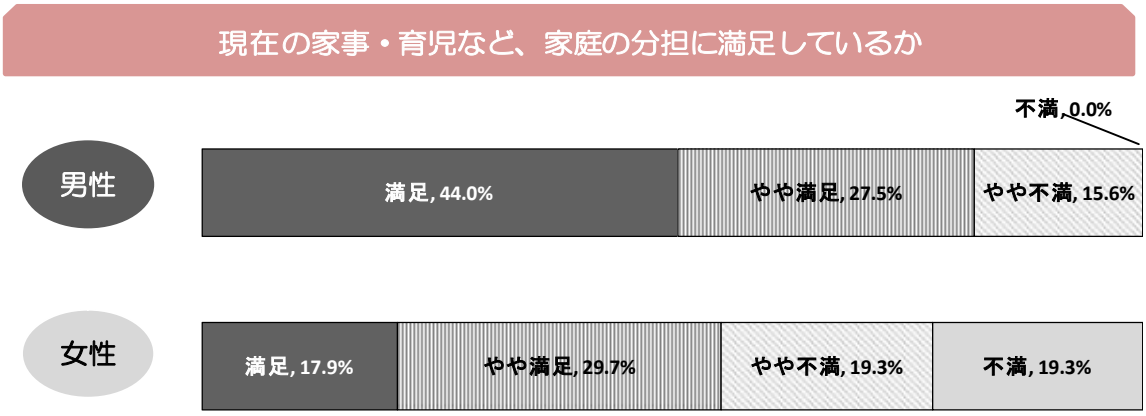

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

◎いま仕事と生活の調和が必要とされる理由

（仕事と生活が両立しにくい現実）

現実の社会には、仕事と子育てや介護との両立に悩む等仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的でした。働き方が多様化した現在も、このような世帯の姿を前提としたことが多く残っています。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っています。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

現代社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっています。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の１つであり、それが人口減少にも繋がっていると言われています。

行政の取組み

〈仕事と生活との両立支援の推進、多様な働き方ができる体制づくり〉

主要施策	事業名	具体的内容	所　管
ワーク・ライフ・バランスの啓発	男女雇用機会均等法の周知	男女雇用機会均等法の主旨の周知を図るため、男女の働き方に対する見直しを行うとともに、企業・団体に対して、情報提供や啓発に努めます。	商工観光課
多様な働き方ができる体制づくり	職場と家庭の両立	仕事と家庭を両立させることができるよう柔軟で働きやすい職場環境づくりを行う優良企業の普及に努めます。	商工観光課
	働き方の各種制度の導入	事業者に対して、フレックスタイム制*の導入やノー残業デー*の実施等、多様な働き方の制度づくりを働きかけます。	総務政策課
	就労環境の整備	経営者従業員のスキルアップ支援を行い、就労環境の整備・支援に努めます。	商工観光課
労働に関する情報提供	就職・再就職の情報提供	関係機関との連携を深めながら、若者、高齢者、働きたい女性等の就職・再就職情報を提供して、朝日町で就労する魅力を発信します。	商工観光課

◎ 朝日町の各事業所やサービスについて

○　五叉路Ｃｒｏｓｓ　Ｆｉｖｅ

（住所：朝日町泊４１８番地　電話：0765-83-3536）

定期的に各種セミナーや教室を開催しており町民の触れ合いの場所づくりを提供します。施設内には朝日町商工会や朝日町社会福祉協議会が併設されており町の情報発信拠点として、町のＰＲ、元気づくりを進めています。

＊フレックスタイム制度

一定時間の総労働時間を定めておき、その範囲内で労働者が各日の始業および就業の時刻を選択して働く制度。通常、必ず働かなければならないコアタイムと、労働者が各自の判断で始業・就業時間を決められるフレキシブルタイムによって構成されます。

＊ノー残業デー

企業や官公庁で社員・職員が残業せずに退社する日。また、企業等がそのような勧告をする制度。労働時間の短縮のほか、作業の効率化や人件費・光熱費の軽減等が見込まれます。

課　題　4　結婚・出産・子育てと社会活動の両立

朝日町の女性の就業率は高く、家事、育児が女性側に負担が偏り、仕事と子育てが両立しにくい環境があります。

町民アンケートでは、「少子化の原因について、要因は何だと思うか」という質問に対して、男女ともに「教育費等の経済的負担が大きい」、「結婚しない人が増えた」という意見が多くありました。また、女性の回答では、「育児と仕事の両立は困難」、「晩婚化により、産める子どもの数が限られる」という意見が男性よりも多くありました。

昨今、核家族化等の社会環境の変化もあるなか、結婚・出産して、子どもを育てることは、行政サービスの充実、家族の理解や地域住民の協力がますます求められていきています。

少子化の原因について、要因は何だと思うか

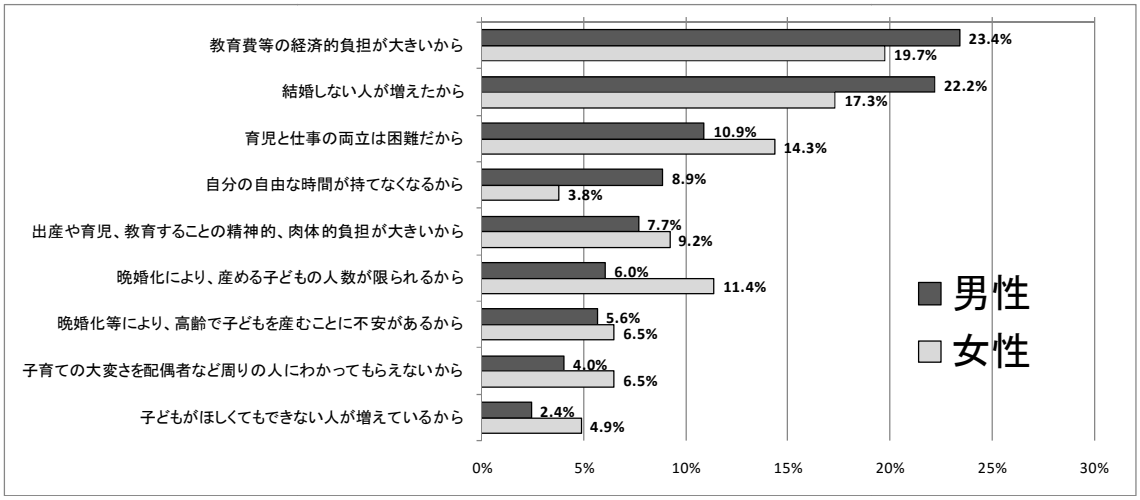

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

◎男女共同参画メモ

- 子育てを自分だけでがんばりすぎてはいませんか？
  家族とともに協力して、社会制度を活用しましょう！
- 子育てや家事を女性の仕事と思っていませんか？
  イクメン・カジダン等、男性が育児や家事に積極的に参加することを求められている時代です。
  男性は苦手意識をもたないで、育児や家事を実践していきましょう！
- 育児・介護休業法*をご存知ですか？
  男性の働き方や育児休業の取得、家事・育児の積極的な参画について考えてみましょう！

行政の取組み

〈子育て環境の充実〉

主要施策	事業名	具体的内容	所　管
子育て環境の充実	妊娠・出産・子育て連携システムの構築	妊娠・出産・子育てに関する総合的な情報提供を進めるとともに、子育て支援センター、保健センター等との連携を図り、地域において、妊娠期から子育て期にわたって総合的に相談や支援を行う連携システムの構築を図ります。	住民・子ども課 健康課 保健センター
	子育て世帯への経済的支援	子育てや妊娠・出産にかかる経済的負担に対して、子どもの医療費助成、保育料の軽減、就学支援、出産育児一時金、妊産婦健康診査費助成等、各種手当を充実させます。	住民・子ども課 健康課 保健センター
	保育所の環境整備	乳児教育、延長保育、病児・病後児保育等多様なニーズに対応した保育所運営に努めて、地域や関係組織との連携を強化することで、地域ぐるみで子育てを支援する体制を整備します。	住民・子ども課
	日常生活の支援	母子・父子家庭の医療費の助成や手当の支給等ニーズに即した福祉施策の充実に努め、各種相談に対する助言・指導ができるように環境を整備します。	住民・子ども課

◎　朝日町の各事業所やサービスについて

○　朝日町保健センター

（住所：朝日町荒川 262-1　電話：0765-83-3309）

「もうすぐパパママ教室」、「ママカフェ」等のイベントを開催、出産・育児をはじめとした支援や相談体制を整備します。

○　子育て支援センター　（ひまわり保育園、いちご保育園）

（住所：ひまわり　朝日町荒川 283、いちご　朝日町藤塚 3）

お母さん同士の仲間づくりの場や赤ちゃんの交流の場を提供し、子育てについての相談・支援体制を整備します。

＊育児・介護休業法

育児・介護休業法（正式には「育児休業、介護休業育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。）は、労働者が申出を行うことによって育児休業や介護休業を取得することを認めている法律です。

◎　朝日町の子育て支援制度について

- 出産育児一時金……出産育児一時金を支給します。
- 児　童　手　当……０歳から中学校修了前の子を養育している方に支給します。
- おうちで子育て応援事業……保育所等を利用していない生後６ヵ月から３歳になるまでの子がいる家庭に応援金を支給します。
- 子ども医療費助成……０歳児から高校生世代までの医療費を全額助成します。
- 保育料軽減事業……０～２歳児の保育料は、同時入所にかかわらず、第２子半額、第３子無料としています。
- 副食費補助事業……３～５歳児の副食費（おかず・おやつ代）を補助します。
- 体操服購入支援事業……小学校入学時に体操服を１着、無料で配布します。
- 中学校給食費無料……中学校生徒の給食費を全額助成します。

そのほかに、妊産婦医療費の助成、特別児童扶養手当、学用品費等の援助、奨学金制度等、子育てに係る福祉制度の充実を図っています。
詳しくは朝日町役場のＨＰをご覧ください。

*各種手当の支給には条件があり、申請手続きなどが必要です。

行政の取組み

〈若者の交流促進、相談・支援体制の整備〉

主要施策	事業名	具体的内容	所　管
若者の交流促進	婚活事業	あいのトキメキ事業等の婚活イベントや交流イベント、セミナーを開催して、若者の出会いや交流の場を提供します。	企画振興課
	結婚相談の体制強化	妊娠・出産に関する正しい知識の普及と意識啓発を進めるとともに、婚活サポーターや相談ボランティアの育成を図り、結婚相談の体制を強化します。	企画振興課 保健センター
相談・支援体制の整備	健康づくり支援	「こんにちは赤ちゃん事業」等、安心して妊娠・出産・育児に取り組めるように妊婦訪問事業や周産期地域連携等を推進します。 離乳食教室、育児教室等を開設して、育児の相談体制を整備します。	健康課 保健センター
	障害時や要支援家庭等への支援	障害のある子どもに対して、放課後デイサービスや児童発達支援等の福祉サービスおよび医療費助成等を推進します。	健康課 住民・子ども課
	虐待防止対策	児童虐待の未然防止対策に努めます。	住民・子ども課

課　題　5　高齢者・障害者福祉の推進

急速な高齢化社会の進行により、高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者が増加するとともに、寝たきりや認知症等介護を必要とする高齢者が増えています。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、福祉・介護・保健・医療の各関係機関が連携を深めるほか、地域での見守り等、地域住民が自ら考え、よくしていこうという取り組みが必要です。

町民アンケートでは、「自分の高齢期を考えて気がかりなことはあるか」という質問に対して、男女ともに、「自分や配偶者が認知症や重病になったときのこと」、「経済的なこと」、「健康のこと」について気がかりだと答えた人が多くありました。また、男性は「仕事」や「配偶者に先立たれること」、女性は「経済的なこと」により不安を感じていることが分かりました。

「介護が必要になったとき、誰に世話をしてほしいか」という質問に対しては、男性は「配偶者の世話になる」、女性は「ホームヘルパー等の公的福祉サービスを利用する」という意見がもっとも多くありました。このことから、男性は介護を家族に、女性は福祉サービスに頼りたいと感じていることが分かります。

本人の意思を尊重して、介護される人が望むところでの暮らしができるよう、男性、女性に関わらず、地域で支え合い、多様に選択ができるような環境を整備します。

◎男女共同参画メモ

- 介護についての相談窓口を利用しましょう！
- 少子高齢化社会により、介護のため離職する人が増加傾向にあります。仕事と介護を両立するための社会制度も活用しましょう！
- 家族だけでなく、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支えましょう！

介護が必要になった場合、主に誰に世話をして欲しいか

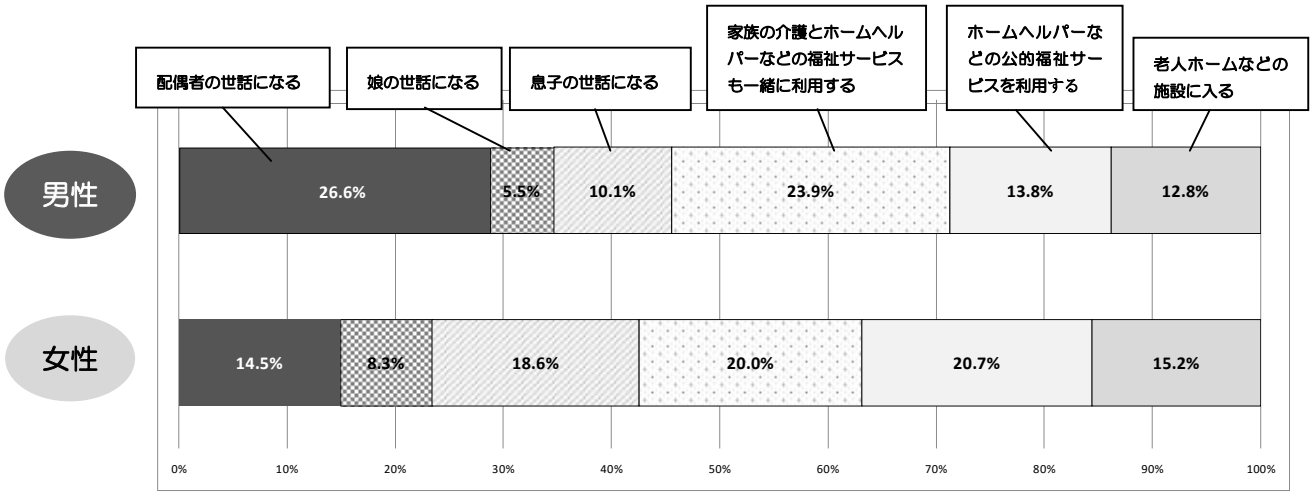

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

自分の高齢期を考えて気がかりなことはあるか

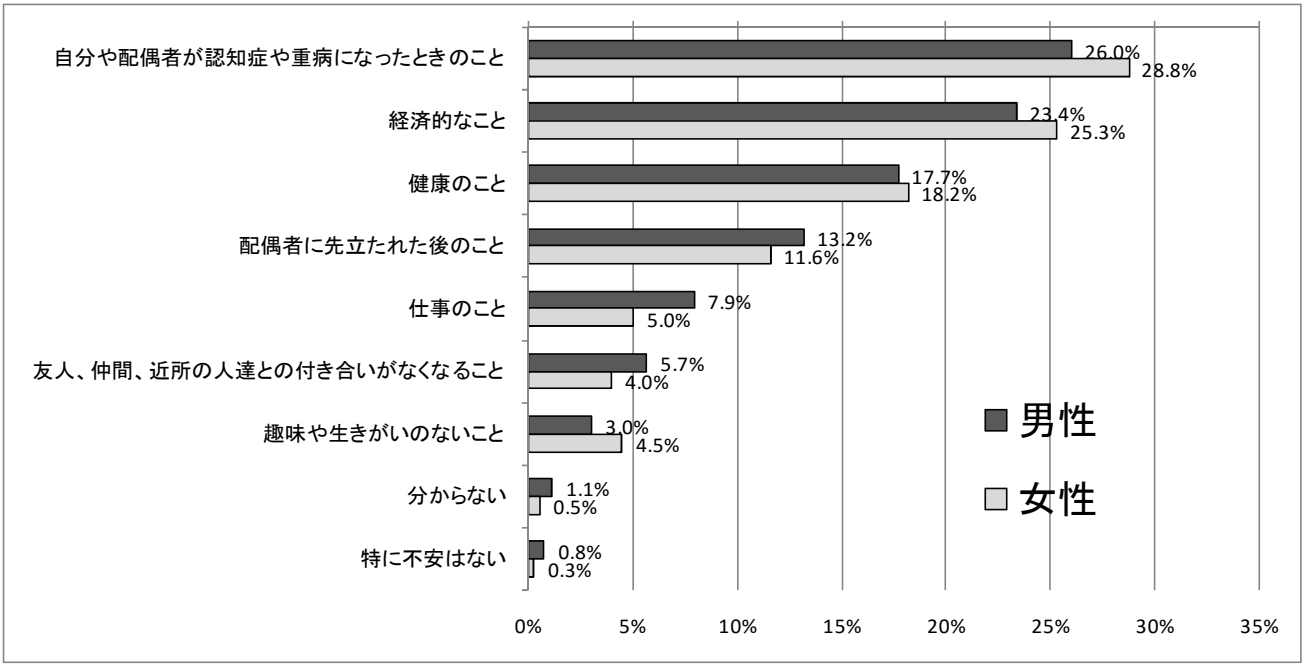

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

行政の取組み

〈介護環境の整備、敬老・生きがい対策の支援、地域包括ケアシステム体制の推進〉

主要施策	事業名	具体的内容	所　管
介護環境の整備	高齢者福祉の充実	高齢者が健康で生き生きとした生活が送れるように、早期からの健康保持・増進や介護予防の推進、高齢者の就労や社会参加の機会の充実を図ります。 在宅福祉サービスや住宅改善、高齢者を支える家族に対する支援策の充実を図ります。	健康課
	介護保険事業の推進	介護保険事業による居住、施設、介護予防等のサービス充実を図ります。	健康課
	障害者福祉の推進	個々の障害の特性に応じた相談・支援等の福祉サービスを充実するとともに、障害のある人の社会参加や社会的な自立を促すため就労機会と場の確保・拡大に努めます。 ノーマライゼーション*の理解を深め、そのような地域社会づくりに努めます。	健康課
高齢者の健康保持	高齢者の生きがい対策	高齢者が住み慣れた地域で、自立して生き生きと生活できるように、生きがい対策の充実や社会参加を促進します。	健康課
	健康スポーツの推進	高齢者のスポーツ参加機会を創出し、だれもが気軽に楽しむことのできる健康スポーツを促進します。	教育委員会事務局
地域包括ケアシステム体制の推進	地域包括ケア体制の整備	地域包括支援センターを中心に、住まい・医療・介護・予防・生活等の一体的な支援の推進に向けた、地域包括ケア体制の整備を図ります。	健康課
	地域福祉の推進	社会福祉協議会や民生委員児童委員との連携のもと、「自助・互助・共助・公助」が機能する地域福祉の推進体制の充実を図ります。 地域住民等で構成するケアネットチーム*が、高齢者、障害者等の支援が必要な人を広く対象として、見守りや声かけ、除雪、買い物代行等の個別支援を提供します。	健康課
	相談・支援体制の整備	在宅看護に関する相談・助言・指導体制を整備して、介護予防教室の開設等を通じて高齢者の運動器機能、栄養改善等の維持・向上に努めます。	健康課

◎　朝日町の各事業所やサービスについて

○　在宅介護支援センター

（住所：あさひ総合病院６階）

介護相談やホームヘルパーの派遣、
訪問看護等の支援、介護認定申請や介護方法の相談を
受け付けています。

○　地域包括支援センター

（住所：朝日町役場１階　健康課）

介護保険制度の申請方法や介護保険サービスの利用等の相談
を受け付けています。また、様々な機関とのネットワークを
つくり、包括的継続的に支援します。

※ノーマライゼーション

障害者も健常者と同じように生活ができる社会・福祉環境の整備、その実現を目指す考え方。

※ケアネットチーム

ひとり暮らし高齢者や心身に障害がある方等を支援の対象として、支援内容に応じて、３名程度で構成されます。活動内容は、見守り、声かけのほか、話し相手、ゴミ出し、買い物代行、除雪、草むしり、外出付き添い等です。

課　題　６　配偶者・パートナー等からの暴力根絶

【朝日町ＤＶ防止基本計画】

暴力はだれにとっても決して許されるものではありません。しかし、近年、家族、夫婦、恋人間等親しい間柄での暴力の存在が明らかになっています。それらは、「ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）*」と総称されています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」が施行されて 15 年以上が経過しましたが、これまで様々な事例が報告されており、ＤＶが人権を著しく侵害するものであるとの認識が高まってきました。

ＤＶは、身体的暴力だけでなく、言葉による暴力や性的暴力、経済的暴力等、男女間の暴力は様々な形で存在しています。近年では、ＳＮＳ等インターネット上のコミュニケーションツールの広がりにより、暴力の多様化や児童生徒等若年層への被害拡大も見られます。被害者は外傷だけでなく、目に見えない心の傷（ＰＴＳＤ）*や暴力とは関係のないような身体の症状が現れることがあります。

男女共同参画社会の実現に向けては、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みが不可欠となっています。

町民アンケートでは、「暴力を受けたことがあるか」という質問に対して、「何度もある」や「１，２度ある」と回答した割合が男性は約２２％、女性は約２４％でした。また、暴力を受けたことがある人の中で、誰にも相談をしなかった人のうち、女性は「誰（どこ）に相談してよいのか分からなかった」、男性は「自分が悪いと思ったから」という理由がもっとも多くありました。

町民一人ひとりがＤＶに対する正しい理解を深め、暴力を根絶する意識を高めていけるように、あらゆる暴力の防止についての情報提供を推進するとともに、被害者がすぐにでも相談できる支援・体制の整備が必要です。

◎男女共同参画メモ

● ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）という言葉がどのような行為であるか知っていますか？
ＤＶには身体的・精神的・性的・経済的暴力があります。
少しでもＤＶかも？と感じたら、相談しましょう！

● 家族、夫婦、パートナーの間において、暴力を受けたとき、あるいは見聞きしたとき、仕方がないとあきらめていませんか？
どのような間柄であれ、「暴力は犯罪」です。
一人で悩ます、相談窓口を訪ねましょう！

DVを受けたことはあるか

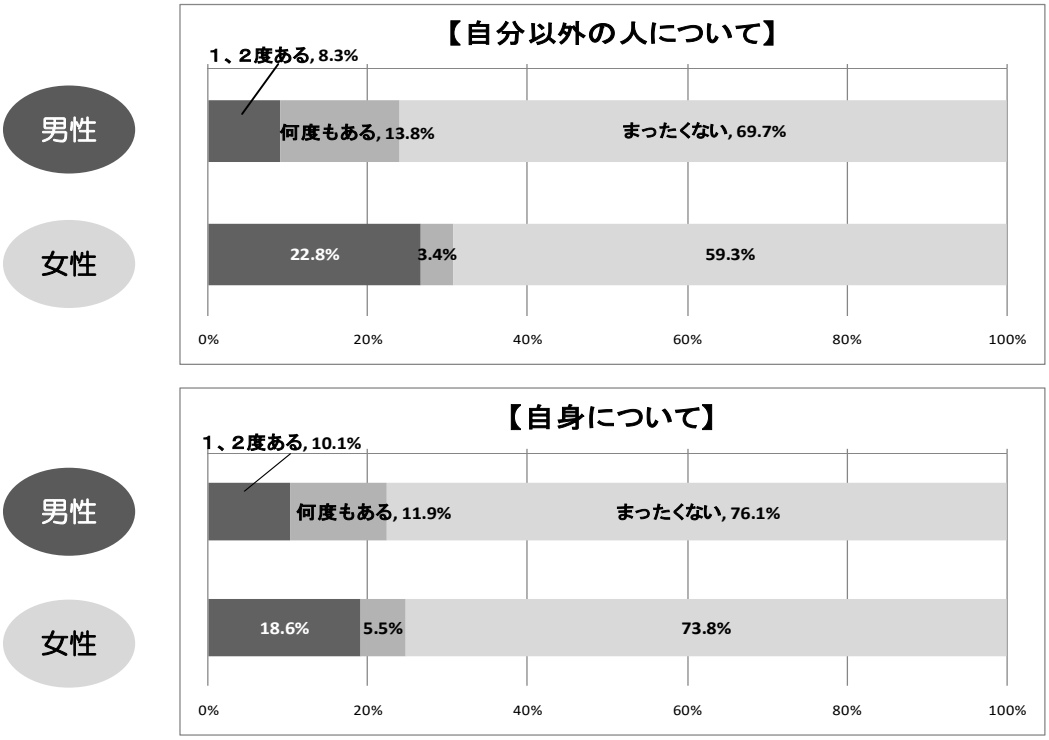

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

暴力を受けた時に相談しなかった理由

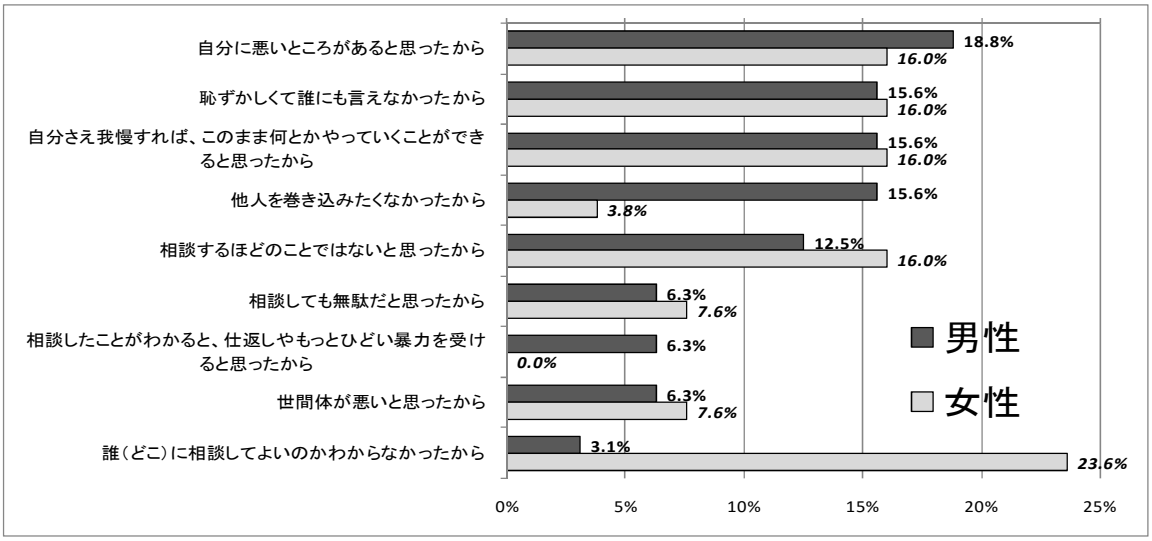

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

＊ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）

配偶者や恋人等、親密な関係にある男女間における肉体的・精神的暴力のこと。平成１３年から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）」が施行されています。

＊ピー・ティー・エス・ディー（ＰＴＳＤ）

心的外傷後ストレス障害。忍耐の限界を超えたストレスを体験した後に生じる心の障害。不安・鬱（うつ）状態・パニック・フラッシュバック等が代表的な症状。フラッシュバックとは、強いトラウマ体験の記憶が突発的に思い出されることです。

暴力を受けたときどこに相談したか

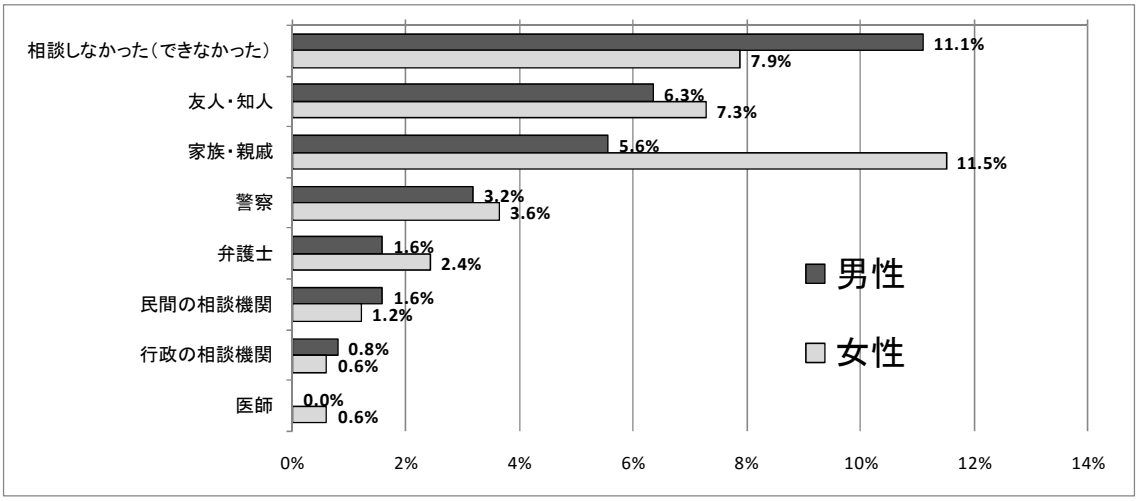

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

あなたの知っているDV相談の窓口はあるか

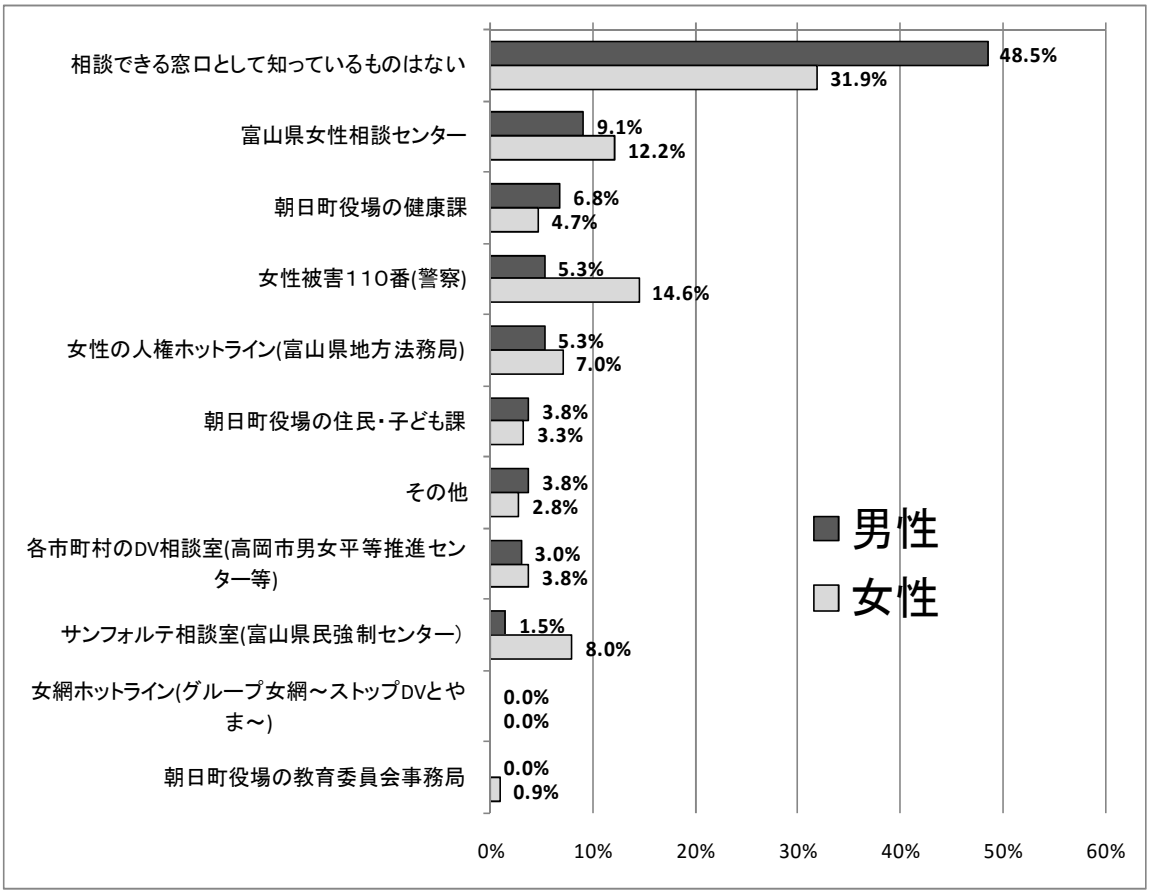

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

町民アンケートの結果、男女ともに「相談窓口として知っているものはない」と回答した人が多くありました。

行政の取組み

〈配偶者・パートナー等からの暴力の根絶〉

主要施策	事業名	具体的内容	所　管
暴力防止に向けた意識啓発の推進	人権尊重の意識啓発	あらゆる暴力を許さない社会の実現に向けた教育・啓発活動を行います。	住民・子ども課 教育委員会事務局
	関係法令の周知	ドメスティック・バイオレンスという言葉やＤＶ防止法の周知に努めます。	住民・子ども課 教育委員会事務局
相談・支援体制の整備	各種相談窓口の設置	各種相談窓口や施設に関する情報提供を行います。被害者が安心して相談できるようプライバシーの保護に配慮した体制づくりに努めます。	住民・子ども課 教育委員会事務局
	関係機関との連携	医療関係者への周知や民生委員・児童委員・主任児童委員、人権擁護委員等との連携を図り、被害者の早期発見・通報等に関する体制を整備します。	住民・子ども課 健康課 教育委員会事務局

〈朝日町及び富山県のＤＶ相談窓口一覧〉

相談窓口	住所	連絡先	受付時間
朝日町役場 教育委員会事務局	〒939－0793 朝日町道下１１３３	0765-83-1100	平日：８時３０分 ～17時15分
朝日町役場 住民・子ども課	〒939－0793 朝日町道下１１３３	0765-83-1100	平日：８時３０分 ～17時15分
朝日町役場 健康課	〒939－0793 朝日町道下１１３３	0765-83-1100	平日：８時３０分 ～17時15分
女性被害１１０番	―	0120-72-8730	平日:８時３０分 ～17時15分
富山県 女性相談センター	〒930－8501 富山市 新総曲輪１－７	076-465-6722	電話：毎日８時３０分 ～２２時 来所：平日８時３０分 ～１７時１５分
女性の人権 ホットライン	―	0570-070-810	平日:８時３０分 ～17時15分
富山県民 共生センター サンフォルテ相談 コーナー	〒930－0805 富山市 湊入舟町６－７	076-432-6611	火～土曜日：９時～１６時
女鋼ホットライン （グループ女鋼～ストップＤＶとやま）	―	076-491-1081	月曜日：１０時～１５時 木曜日：１８時～１９時

基本目標Ⅲ　ともに成長できる職場づくり

◎ 個性と能力を十分に発揮し、自分らしく働ける職場づくり
◎ 男女ともに、だれもが仕事で活躍できる制度づくりや環境整備を促進します。

基本理念

Ⅰ　男女の人権の尊重

①男性も女性も町民は個人としての尊重が重んじられること。
②性別を理由とした差別的扱いを受けないこと
③男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。　（条例３条）

【朝日町女性活躍推進計画】

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第６条２項による推進計画として位置づけたもの。

人口減少が進む中、男女がその個性と能力を十分に発揮するためには、性差による差別がなく平等で公平な職場環境を整備する必要があります。

昨今では、女性の社会進出も進んでいますが、男性と比べ、女性はパートやアルバイト等補助的な働き方をしている人も多く、また、子育て等により離職して、その後の再就職を希望しても、なかなか就職できないという厳しい現状があります。

女性自身の就労意欲を高めるとともに、出産・育児等ライフイベントを経ながらも就労継続ができるように、就労情報の充実や女性の労働環境を整備する必要があります。

また、男女ともに仕事で安心して活躍できる社会を目指すには、長時間労働を前提にした働き方を是正して、職場、家庭、地域等の場において多様な生き方を選択できるように、家族の協力や職場内の理解、制度の充実が不可欠です。

課　題　７　労働の場における男女平等の確立

男女がともに平等で公平に活躍できるまちづくりを目指すには、男性中心型労働慣行等の見直しを図り、職場内での男女の固定的役割分担意識を払拭する必要があります。

また、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮するためには、職場内での円滑なコミュニケーションと自分の意見をはっきりと主張できる風通しの良い環境整備等が不可欠です。

町民アンケートでは、職場内で「自分の意見が（どちらかといえば）反映されている」と回答した割合は男性が３７．６％、女性が３５．９％でした。男女ともに約半数近くが「自分の意見が（どちらかといえば）反映されていない」と回答しています。意見が反映されていない主な理由として、男女ともに「職場の意見が上層部まで伝わらない」、「職場では自由に発言できる雰囲気がない」という意見が多くありました。また、女性の意見では「男性または女性中心の職場慣行があるから」と答えた人が多くありました。

朝日町においては、男女がともに働きやすい職場環境を構築するために、労働に関する各種情報を提供し、仕事で悩みや不満を抱える人たちの意見を吸い上げ、だれもが生き生きと働けるように就労環境の整備・支援を行います。

◎男女共同参画メモ

● 性別役割分担意識で仕事を分けていませんか？
お茶出しや受付は女性、司会進行や機械操作等は男性等……。
職場環境について男女平等の視点で見直してみましょう！

●性別によって仕事の裁量を選り分けていませんか？
男女ともに職域・役職を拡大して、適材適所の配属を検討しましょう！

● 様々なハラスメントが職場に横行していませんか？
セクシュアル・ハラスメント*、モラル・ハラスメント*、
パワー・ハラスメント*等……
自分のことも他人のことも、勇気をもって訴えることができるように、
そして、再発を防ぎましょう！

＊セクシュアル・ハラスメント
性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布等、様々な様態のものが含まれます。
略称はセクハラ。

職場では意見が反映されているか

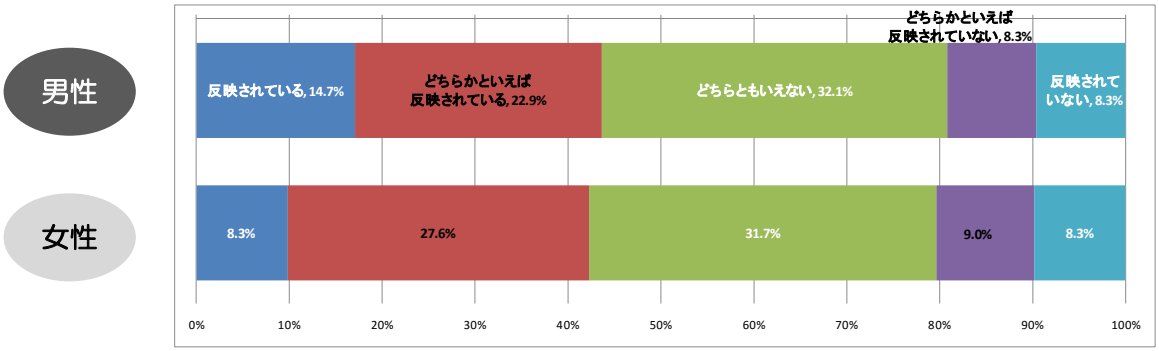

意見が反映されていない理由は

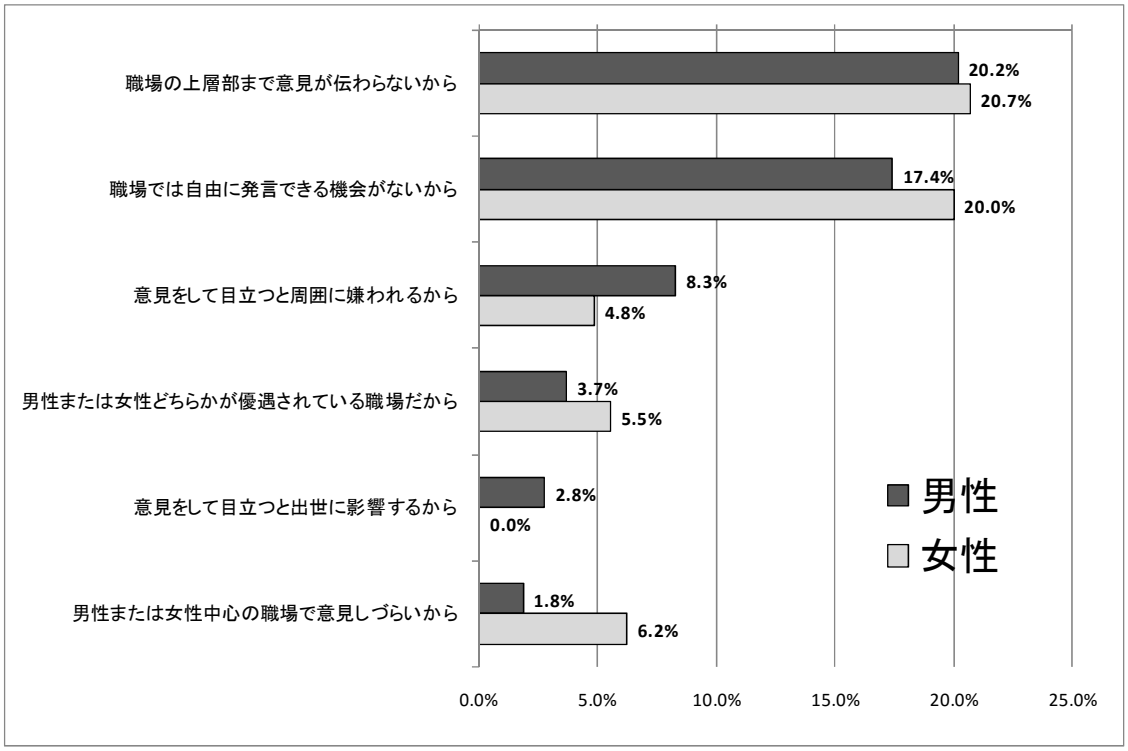

＊モラル・ハラスメント

精神的暴力を指します。暴力はふるわず、言葉や態度で嫌がらせをして、いじめること。略称はモラハラ。

＊パワー・ハラスメント

職場等で、職務上の地位や人間関係等の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為。略称はパワハラ。

行政の取組み

〈男女の雇用機会の均等化・公正な待遇の確保〉

主要施策	事業名	具体的内容	所　管
男女の雇用機会の均等化と公平な待遇の確保	関係法令の周知	改正男女雇用機会均等法や育児介護休業法等関係法令の周知に努めます。	商工観光課 教育委員会事務局
	労働条件等の情報提供	労働条件や男女賃金格差等の雇用形態における情報提供を行います。	商工観光課
	人材の育成・立上げ支援	働きたい女性や高齢者に研修機会、職域雇用、昇進における積極的改善措置を推進するほか、若者等の起業や店舗開設の取組みを促進するため、助成制度の充実を図ります。	商工観光課
	若者の就職・転職等の機会創出	地場企業の魅力を発信するとともに、新卒者や若者等を対象とした就職支援や人材育成を推進するため、関係機関と連携して異業種交流等を展開します。	商工観光課
	家族経営協定*の締結	家族間のパートナーシップを確立し、魅力ある農業経営を目指すため、家族経営協定の締結を促進します。	農林水産課
	農林漁業者受け入れ・担い手育成等	地域おこし協力隊の受け入れやインターンシップ事業の実施により、男女にこだわることなく農林漁業への就業や担い手育成を推進します。また、就業者が仕事と家庭生活の両立が図れるよう周知に努めます。	農林水産課
人権を尊重した職場の環境整備	ハラスメント防止と相談体制の整備	事業者に対してセクシュアル・ハラスメント等、ハラスメントの防止対策を講じるとともに、個別の相談体制を整備します。	住民・子ども課 教育委員会事務局

◎　朝日町の各事業所やサービスについて

○　**朝日町社会福祉協議会**

（住所：朝日町泊４１８番地　電話：0765-83-0576）

「オール朝日町で支える安心生活のまちづくり」をスローガンに地域住民や関係機関の参加・協力のもと、地域のふれあい交流会やボランティア活動等を支援します。

＊家族経営協定（用語説明）

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。

課　題　８　女性活躍推進法の啓発

【朝日町女性活躍推進計画】

少子高齢化が進むなかで、労働人口の減少が見込まれる現代では、経済・社会に活力をもたらすためには、女性の活躍推進が不可欠となっています。

女性の就業意識が高まりつつあるなか、女性も男性と同じように働く場面は多くなっていますが、依然として雇用や昇進、研修機会等における男女の不平等感が存在しています。働く女性に対する理解の浸透や社会的支援、制度の充実、機会の平等化の促進がますます求められています。

同時に、女性も仕事に対する意識改革が必要であり、女性と男性がともに働くパートナーとしてお互いに認め合い、生き生きと働くことができる就業環境の実現が求められています。

町民アンケートでは、「管理職になりたいか」という質問に対して、男女ともに「管理職に（どちらかといえば）なりたくない」と答えた割合が高いという結果でした。特に女性の「管理職に（どちらかといえば）なりたい」という意見はとても少なく、３０～５０代においては５％程度、１０～２０代は１０％程度でした。

また、男女ともに管理職以上に昇進することのイメージについて、「責任が重くなる」、「仕事量が多くなる」といった管理職になることへの否定的な意見が多くありました。一方で、「能力が認められた」、「賃金が上がる」等肯定的に捉えている人もいます。

今後は女性自身の働き方に対するイメージを肯定的に捉えてもらえるように、女性が地域や職場においてあらゆる政策・方針決定の場で男性と同等に参画し、積極的に女性の意見も反映させることができるよう、職場、地域社会における環境整備と女性の登用の促進を推進します。

◎男女共同参画メモ

● 「えるぼし認定」をご存知ですか？
女性の活躍を推進する優良企業として認められると
厚生労働大臣から認定されます。
「えるぼし認定」されると……

・企業のブランドイメージがアップ
・社員のモチベーションアップ
・社員の向上心がアップ

などなど、様々な効果が期待できます！

管理職になりたいか

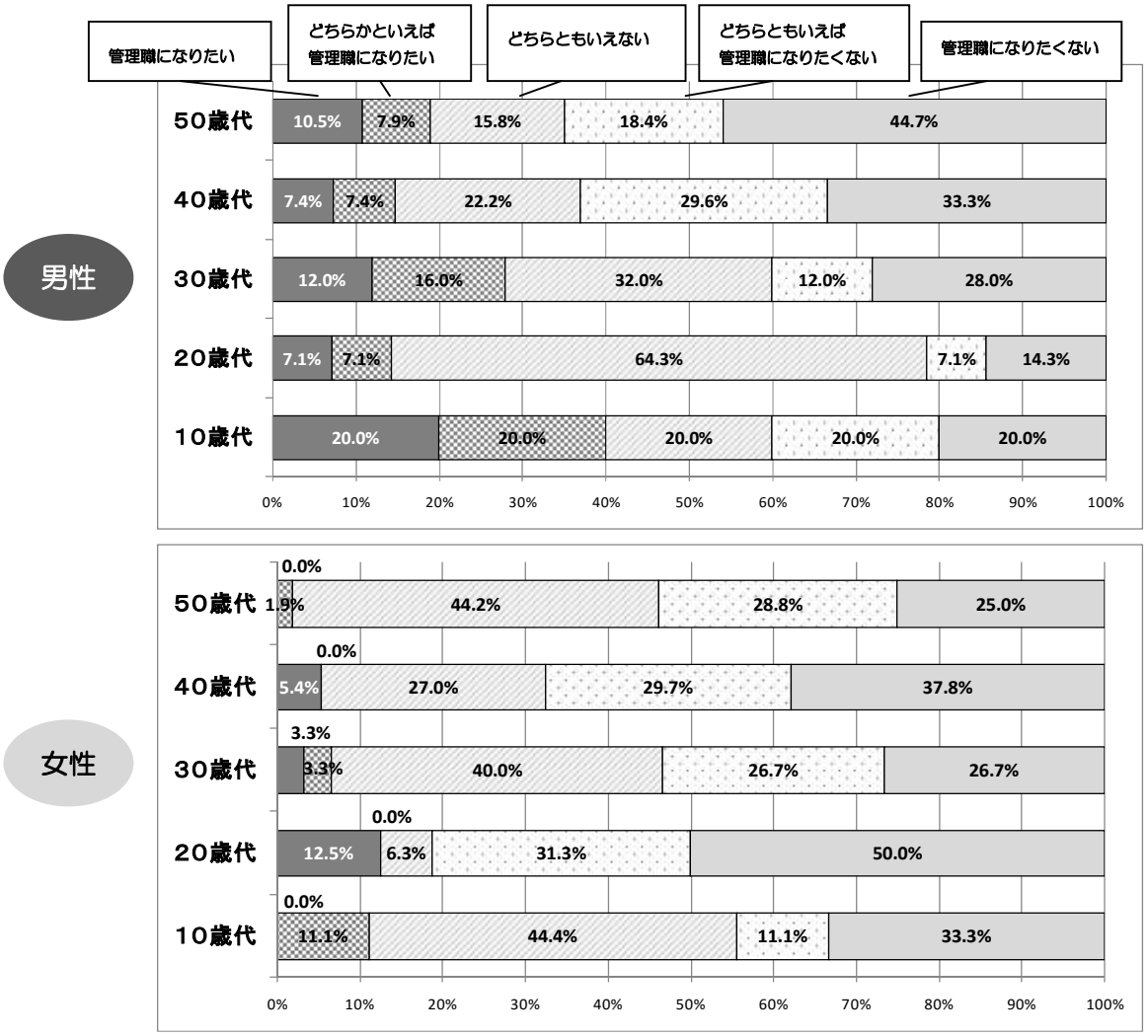

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

管理職になりたくない理由は

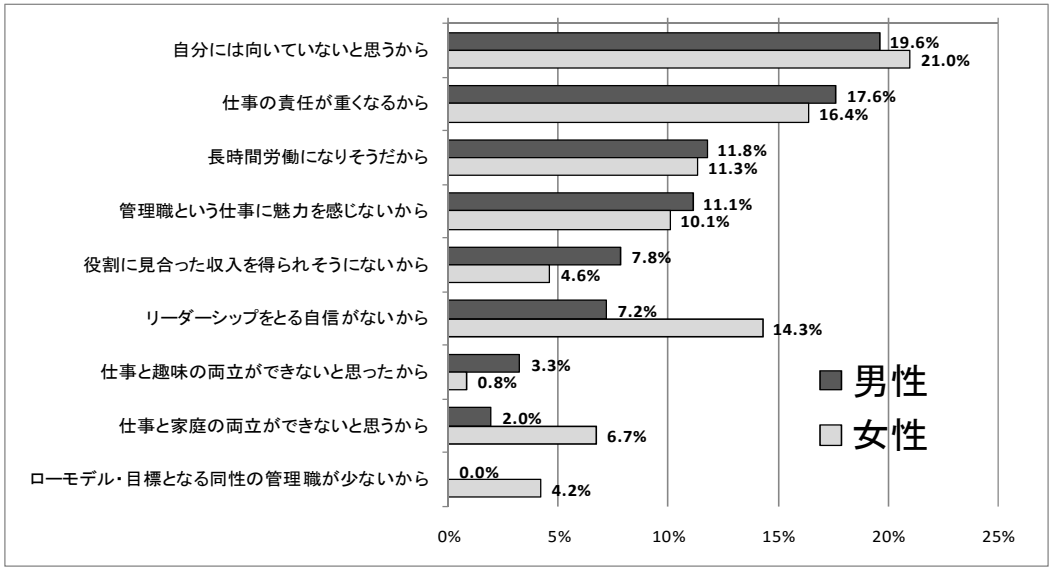

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

管理職以上に昇進することのイメージについて

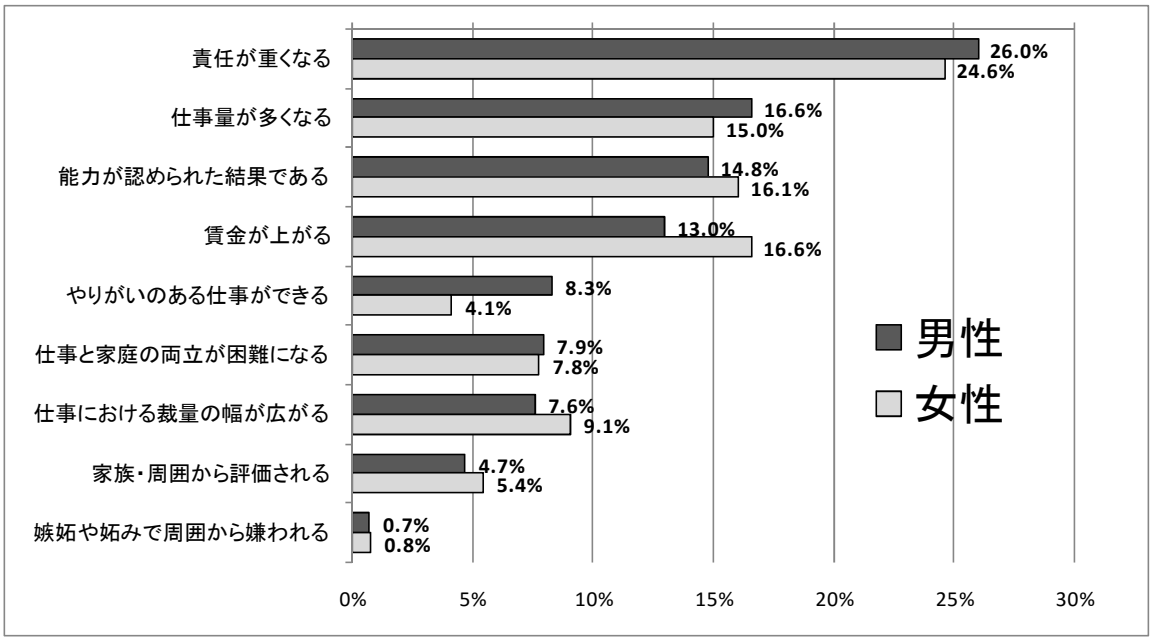

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

女性の働き方について

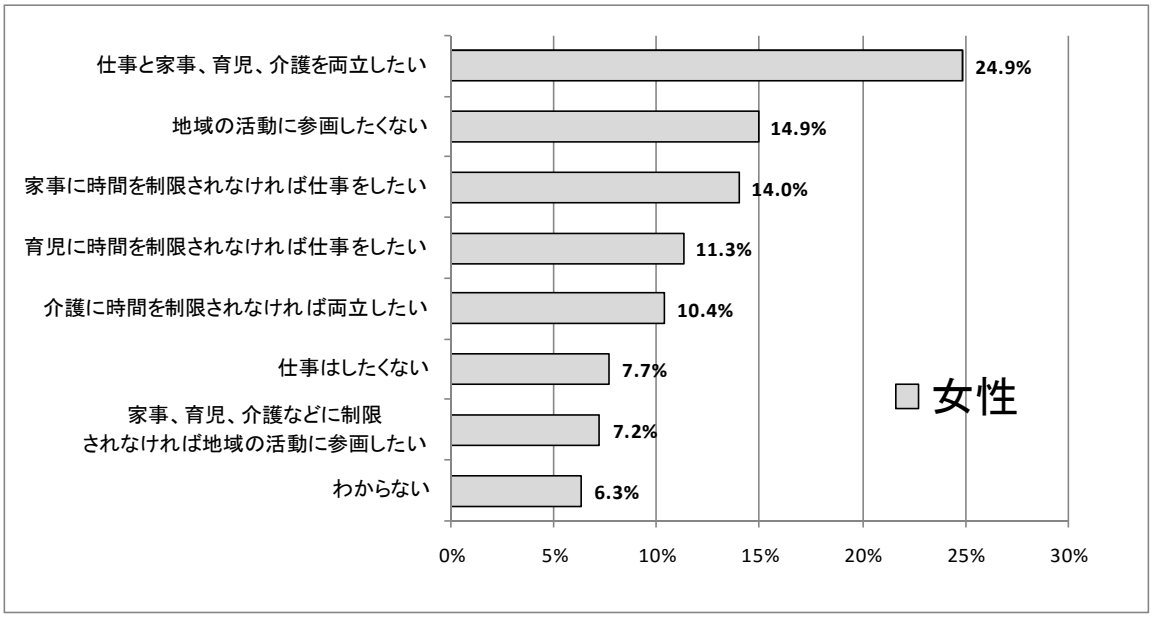

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

女性の実際の働き方について

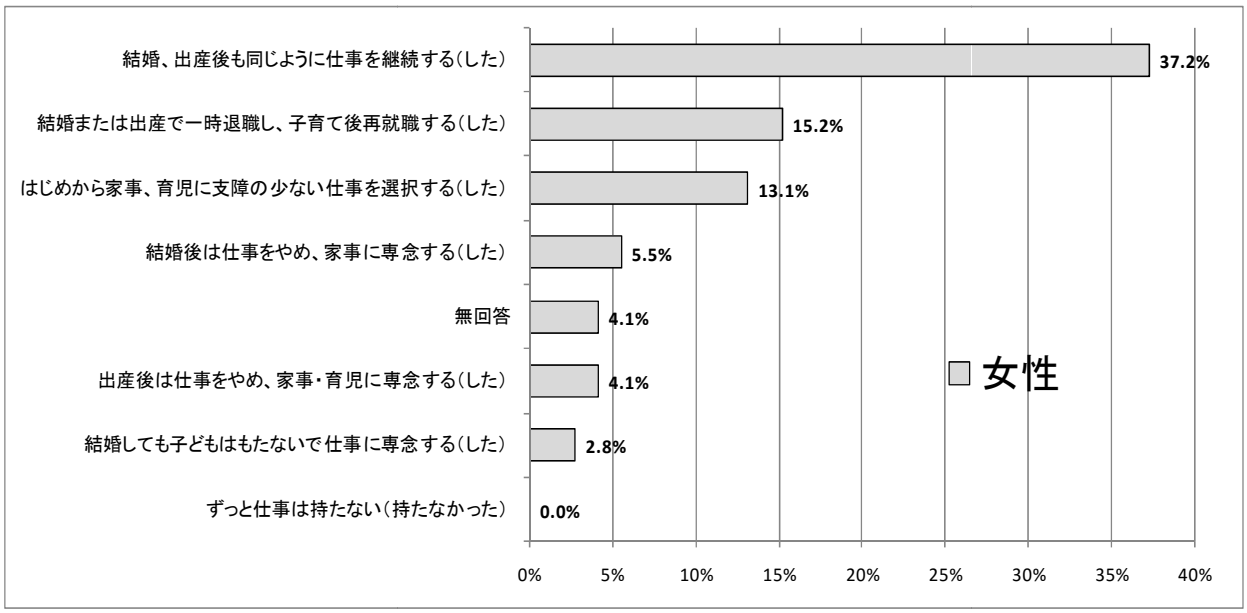

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

◎　富山県の推進活動について

①煌めく女性リーダー塾の開催
県内事業所に勤務するリーダーを目指す女性を対象に、企画・立案、課題解決能力等を身に着けるための連続講座を実施。

②女性の再就職パワーアップ応援塾の開催
結婚・出産を機に離職した女性を対象に、再就職のために必要な知識や実践的なスキルの習得と職場見学、キャリアコンサルティングの実施。

③女性活躍推進セミナー開催とアドバイザーの派遣
県内企業トップの意識改革の促進を図るため、女性活躍推進をテーマとしたセミナーを開催。
また、業界・業種ごとにアドバイザーを派遣して、業界全体での女性活躍の取り組みを促進。

④イクメン・カジダン養成講座の実施
男性の主体的な家事・育児参画の促進を目的に社会に出る前の学生を対象とした出前講座を実施。

行政の取組み

〈女性の人権尊重と意識啓発、女性団体の育成や支援、女性管理職の登用促進〉

主要施策	事業名	具体的内容	所　管
女性の人権尊重と意識啓発	町政運営委への女性の積極的登用	議会、自治振興会、町内会、各種審議会等での女性登用を推進するとともに、各種団体における女性の積極的な参加を促し、女性ならではの意見や視点を取り入れます。	教育委員会事務局 総務政策課
	女性の参画・能力の向上	女性の地位向上と意識改革のため、女性の自主活動事業等を積極的に支援し、運営能力の育成を図ります。 能力向上や人的ネットワーク構築のため就労、子育て、介護等をしながらでも参加できる地域活動やスポーツ・学習機会の提供を支援します。	教育委員会事務局 総務政策課
女性団体の育成や活動支援および連携強化	女性団体等への支援及び育成	あさひ女性団体連絡協議会等への支援を図り、女性団体相互の連携・交流を促進します。	教育委員会事務局
女性管理職の登用促進	女性の能力発揮の支援	事業経営や育児・介護休業からの再就職を希望する女性への能力開発訓練等の提供を行い女性管理職登用を促進します。	商工観光課
	女性の労働条件向上	女性の労働条件の向上に対する取り組みを促進します。	商工観光課

＜朝日町における女性活躍推進の成果指標と目標＞

成果目標	基準値（H２６）	中間目標値	目標値（R７）
・審議会等における女性委員の割合	14.3%	２０%	３０%

基本目標Ⅳ　ともに活躍できる地域づくり

◎ 家事や育児、介護と仕事が両立できるまち
◎ だれもが将来への夢と希望をもって、健康で心豊かに暮らせるまちを目指します

基本理念

Ⅲ　政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画

男性も女性も社会の対等な構成員として、町における政策やそのほかの団体における方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保される必要があること。　（条例５条）

Ⅵ　国際的協調

男女共同参画社会の形成にあたっては、国際社会における歴史と現在なお続く取り組みが密接に関係している。それらを理解し、広い視野で諸地域との協調を図っていく必要があること。　（条例８条）

近年、地域のつながりの希薄化が顕著となっていますが、地域の一員としてともに支え合う意識や、地域への愛着や誇りを持つためには、伝統行事、伝統・伝承文化の継承等の地域活動に参加、活動する機会を充実させることが大切です。

その際には、性別にかかわらず、男女があらゆる活動にさまざまな立場で参加し、一人ひとりが意見や力を出しあえる男女共同参画社会の風土づくりや仕組みが必要です。

また、自治振興会等地域活動における役員等の選出にあたっては、男女の偏りを解消するよう取り組む等今までの方法を見直すことが大切です。

男女共同参画社会の実現に向けて、取り組まなければならない施策は広い分野にわたり、その内容もさまざまです。このため、推進にあたっては、行政や事業者、各種団体、そして町民が互いに連携しつつ、町全体であらゆる分野に取り組む必要があります。

仕事以外の活動に参加していますか

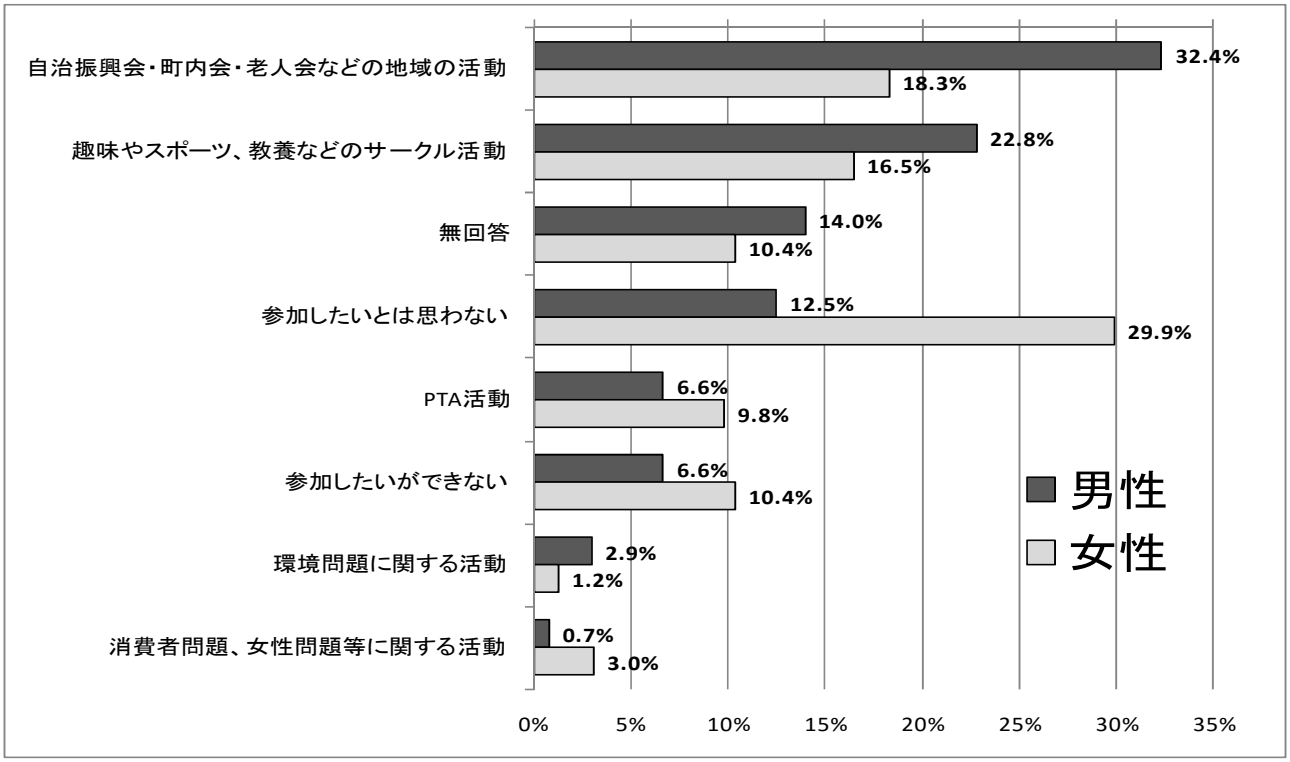

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

地域活動に参加したいが、参加したいと思わない理由は

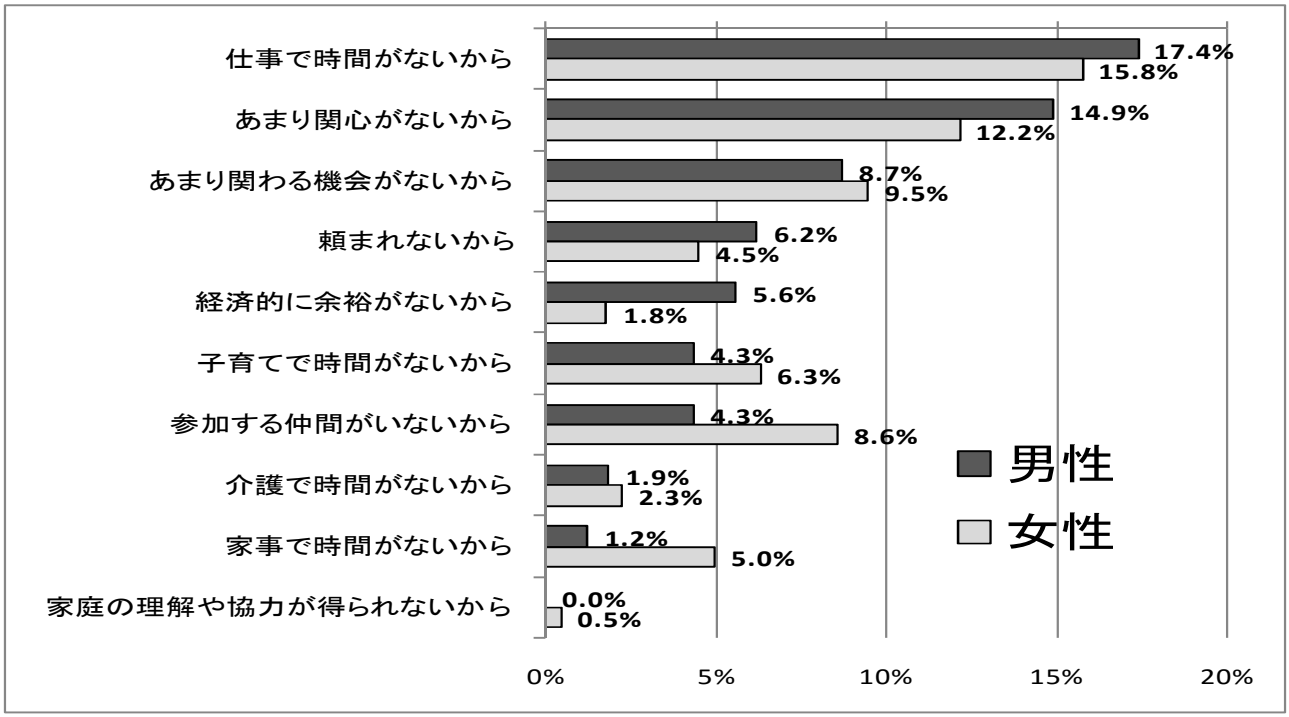

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

参加している活動の場で感じていること

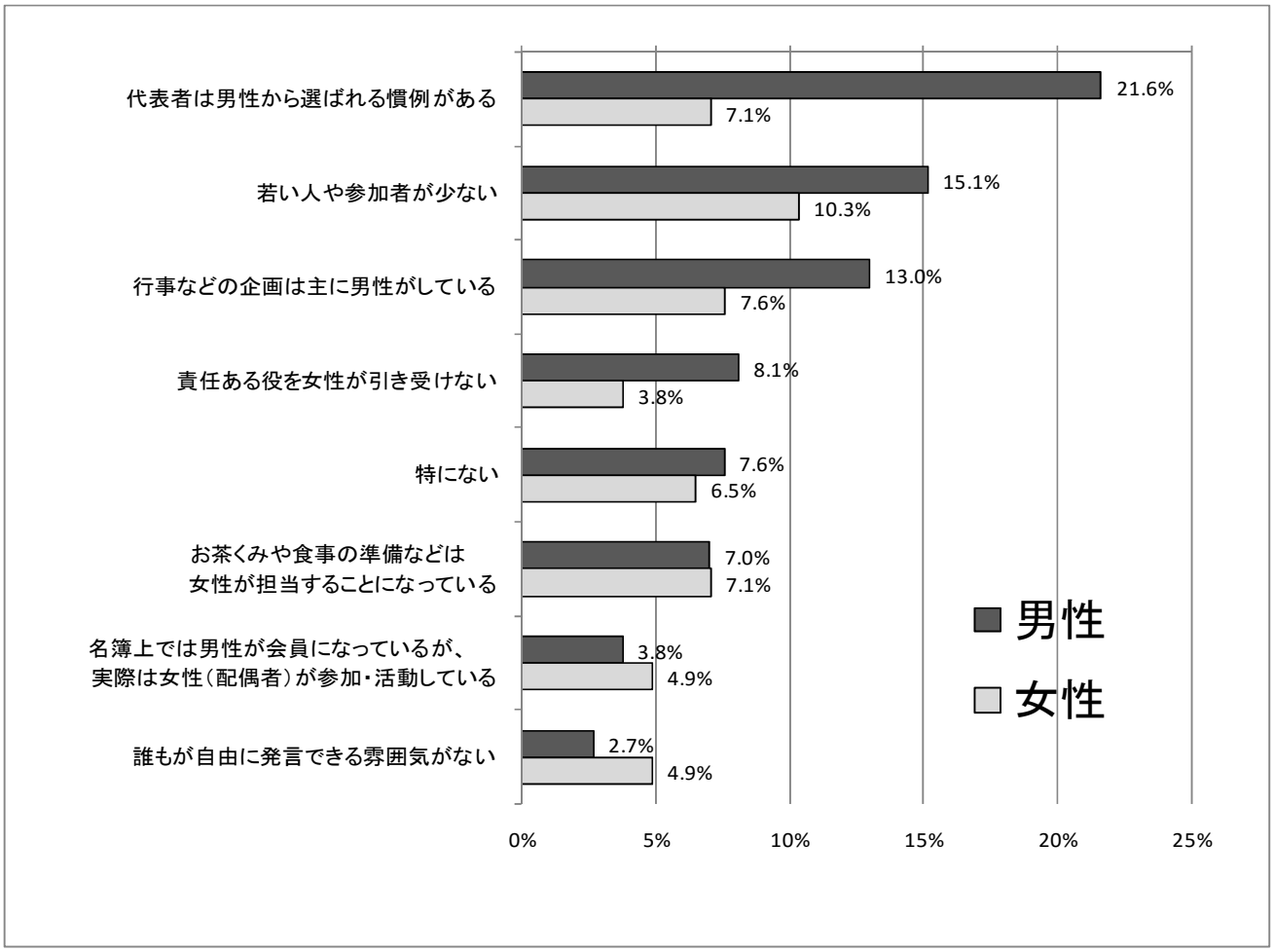

【資料：朝日町における「男女共同参画社会」に関する意識調査（令和元年）】

課　題　９　世代・男女間を超えた地域・社会への参画促進

近年、人口減少や少子高齢化により地域でのコミュニティの希薄化が進み、これまでの男性偏重による地域の運営が維持できず、性別や年齢に関わらず地域全体が協力して担わないと、地域の活性化が難しくなると懸念されます。

町民アンケートでは、「仕事以外の活動に参加している」と答えた人で、男性は「自治振興会・町内会・老人会等」や「趣味やスポーツ、教養等のサークル活動」と回答した人が多くありました。一方で、女性は「参加したいと思わない」、「参加したくない」と答えた人が多くありました。参加できない人のうち、「仕事で時間がない」、「あまり関わる機会がない」といった理由がもっとも多くありましたが、そのうち、女性は「子育てで時間がない」、「一緒に参加する仲間がいない」という理由で参加できない人が多くありました。

また、「参加している活動の場で感じていること」については、「代表者は男性から選ばれる慣例がある」、「若い人や参加者が少ない」、「行事等の企画は主に男性がしている」という意見が多くありました。女性は「お茶くみや食事の準備を担当することになっている」や「名簿上は男性が会員だが、実際は女性（配偶者）が参加・促進している」と回答した割合が高いという結果になりました。

このことから、地域活動への参画に興味がない人が増えつつあることと、地域活動のなかで男性中心の慣例が残っていることが分かります。いろんな視点でみんながともに地域（郷土）のために参画できる“男女共同参画社会”の形成のため、従来からの固定的な役割分担意識を払拭し、男性と女性がお互いの良さを認めあい協力し、バランスの良い参画を積極的に進めていく必要があります。

◎男女共同参画メモ

- 身近で性別により異なる慣習やしきたりがあると感じることはありますか？
  性別による役割分担をするのでなく、自分の興味や関心に従って様々なことに積極的に参加しましょう！

- あなたの住んでいる地域のことをご存知ですか？
  自分の住む地域のイベント等に積極的に参加しましょう！
  多くの人と出会い、情報を見聞きすることにより、新しい知識を得て、いつもとは違う視点から物事を考える良い機会となります。

行政の取組み

〈社会的慣行の見直し、町民の社会参画および他都市との交流促進〉

主要施策	事業名	具体的内容	所　管
社会的慣行の見直し	男女共同参画の取り組みの促進	各種審議会・委員会等、地域活動、民間企業、団体等における男女共同参画への取り組みを促進します。	全課（局）
町民の社会参画および他都市との交流促進	交流会・イベントの実施	各種交流会やイベントを開催します。	全課（局）
	スポーツ団体等による交流促進	スポーツをはじめとする合宿や教育旅行を促進して、様々な人たちと交流できる機会を創出します。	商工観光課 教育委員会事務局
	都市部・友好都市との交流促進	ビーチボール全国大会や友好都市釜石市との交流事業等、都市間の交流を促進することで、町民の新しい発見の契機を創出します。	教育委員会事務局 総務政策課
	着地型観光の推進	体験・交流・学習を通じて、地域の魅力により深く触れてもらう「着地型観光*」を推進して、当町のダイナミックな海・山の自然を活かした山岳観光やスポーツツーリズム、農山漁村の暮らしや営みに触れてもらうことで、地域の人々との交流を深めるグリーン・ツーリズム*を推進します。	商工観光課 農林水産課
	観光拠点の整備	ヒスイ海岸、舟川桜並木周辺等、当町を代表とする観光集客拠点の整備・充実を図るとともに、駅周辺（朝日町移住定住拠点施設「こすぎ家」）、海岸沿い、オートキャンプ場、漁港等を含めた一体での環境整備、地域住民との交流促進を図ります。	企画振興課 商工観光課 教育委員会事務局
	訪日外国人などの受け入れ整備	多言語表示の案内サインやパンフレットの整備、交通施設や観光施設を中心としたWi-Fiスポットを整備することで、町民をはじめ国内外の観光客の利便性・快適性も高めていきます。	総務政策課 商工観光課

＊着地型観光

観光客の受入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する観光の形態。従来の、主に都会にある出発地の旅行会社が企画する「発地型観光」と比べて、地域の振興につながると期待されます。

＊グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごす余暇の過ごし方が普及しています。

行政の取組み

〈芸術・文化振興を通じた交流事業、防災対策の支援〉

主要施策	事業名	具体的内容	所　管
芸術・文化活動への幅広い町民参加	芸術活動の促進	ふるさと美術館での定期的な展示イベントやあさひ芸能文化祭の開催等、町民の芸術分野への参画を促進します。	教育委員会事務局
	歴史・文化財の継承	地域の歴史や文化を伝える文化遺産の適切な調査・保全を進めるとともに、学習資料や地域振興を図る資源としてまいぶんKANで展示・イベント等を催し、町民の郷土を愛する心を育みます。	教育委員会事務局
防災対策の支援	防災拠点の機能強化と設備の充実	主要公共施設の耐震化および防災機能の強化を図るとともに、防災行政無線、避難施設、防災資機材等の設備充実を図ります。	総務政策課
	防災教育・訓練の充実	学校や地域での防災教育を進めて、より多くの住民の参加を促します。	総務政策課
	防災情報の発信強化	避難場所、避難経路、危険個所等の防災関連情報を住民に分かりやすく周知します。	総務政策課

◎　朝日町の各事業所やサービスについて

○　ヒスイテラス
（住所：朝日町宮崎 3239-6　電話：0765-83-3015）
イベント等を通じて、ヒスイ海岸周辺の賑わいを創出します。

○　文化体育センター（サンリーナ）
（住所：朝日町越 306　電話：0765-83-1838）
スポーツ交流を通じて、町民の触れ合いの場を創出します。

○　ふるさと美術館
（住所：朝日町東草野 466-8　電話：0765-82-0094）
地域文化の交流の拠点として、美術との出会いの場を創出します。

○　まいぶんKAN
（住所：朝日町不動堂 214　電話：0765-83-0118）
埋蔵文化財の企画展示、ワークショップ、講演を開催します。

資料編

１　朝日町男女共同参画社会審議会運営規程

（趣旨）
第１条　この規程は、朝日町男女共同参画社会の形成に関する条例（以下「条例」という。）第１６条の規定に基づき、朝日町男女共同参画社会審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（会長及び副会長）
第２条　審議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第３条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　会長は、会議の議長となる。
４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（部会）
第４条　審議会に、必要に応じ特定の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。
２　部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。
（庶務）
第５条　審議会の庶務は、教育委員会において処理する。
（細則）
第６条　この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

２　朝日町男女共同参画社会づくり計画策定委員会設置要綱

（設　置）

第１条　朝日町における男女共同参画推進施策の指針として策定した「朝日町男女共同参画社会づくり計画」の改定にあたり、広く町民の意見及び要望を聞き、これを反映させるため、朝日町男女共同参画社会づくり計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（１）朝日町男女共同参画社会づくり計画の策定に関すること

（２）計画策定のための関係団体等からの意見収集等に関すること

（３）その他、目的達成に必要な事項

（組　織）

第３条　委員会は教育長が委嘱する１０名以内の委員をもって組織する。

（任　期）

第４条　委員の任期は、委員会設置から計画策定の完了までとする。

（役　員）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会　議）

第６条　会議は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

２　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聞くことができる。

（庶　務）

第７条　委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（補　則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項はその都度協議して決定するものとする。

附　則

この要綱は、平成２２年２月２２日から施行する。

３　朝日町男女共同参画社会審議会委員名簿

Ｎｏ	氏　名	所　属
1	南　茂　敬　子	教育委員
2	○　小　澤　政　憲	教育委員
3	下　沢　真知子	人権擁護委員
4	畑　　隆　志	商工業企業関係
5	水　野　瑠美子	ボランティア関係
6	◎　金　山　住　恵	小・中学校校長会
7	蓬　沢　正　二	社会福祉協議会

◎：会長　○：副会長　　計７名（敬称略）

４　朝日町男女共同参画社会づくり計画策定委員会名簿

Ｎｏ	氏　名	所　属
1	○　寺　崎　三千代	朝日町社会福祉連絡協議会
2	澀　川　悦　郎	朝日町自治振興会連絡協議会
3	菅　田　宣　雄	朝日町公民館連絡協議会
4	青　木　清　美	アグリネットＡＳＡＨＩ
5	勝　田　幸　子	あさひ女性団体連絡協議会
6	寺　内　　真	朝日町ＰＴＡ連絡協議会
7	◎　水　島　康　寿	富山県男女共同参画推進員
8	小　坂　貞　文	富山県男女共同参画推進員
9	谷　　和　寛	富山県男女共同参画推進員ＯＢ
10	柚　木　美恵子	朝日町商工会

◎：委員長　○：副委員長　　計１０名（敬称略）

5　朝日町男女共同参画社会の形成に関する条例

第１章　総則

（目的）
第１条　この条例は、朝日町の男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、町、　町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重され、豊かな自然と文化のなかで町民一人ひとりが輝く活気あふれるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　男女共同参画社会　男女が社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
（２）　事業者　町内における公的機関又は事業活動を行う個人、法人、非営利団体、自治会及び各種団体をいう。
（３）　積極的改善措置　第１号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）
第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることなど男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し）
第４条　男女共同参画社会の形成は、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

（政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画）
第５条　男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、町における政策、その他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と社会における活動の両立）
第６条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場・学校、地域その他社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（男女の生涯にわたる健康の確保）
第７条　男女共同参画社会の形成は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利など、男女それぞれの身体の特徴について互いに理解を深め、男女が生涯を通じて健康（身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。）であることが尊重されることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）
第８条　男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを理解し、国際的な協調の下に行われなければならない。

（町の責務）
第９条　町は、男女共同参画社会の形成を町における主要な政策と位置付け、第３条から前条までに掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。
２　町は、男女共同参画社会の形成に当たり、町民、事業者、県、国及び他市町村と相互に連携して取り組むものとする。
３　町は、町民、事業者が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（町民の責務）
第１０条　町民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場・学校その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成について理解を深め、その推進に努めなければならない。
２　町民は、町が推進する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）
第１１条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成について理解を深め、その推進に努めなければならない。
２　事業者は、町が推進する施策に協力するよう努めなければならない。

（男女の人権侵害の防止）
第１２条　何人も、家庭、地域、職場・学校その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行　為をいう。）その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成に関する施策

（男女共同参画社会づくり計画の策定）
第１３条　町長は、施策の総合的かつ計画的な実施を図るための、基本的な計画（以下「男女共同参画社会づくり計画」という。）を策定するものとする。
２　町長は、男女共同参画社会づくり計画を策定するに当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
３　町長は、男女共同参画社会づくり計画を策定するに当たっては、第１６条第１項に規定する朝日町男女共同参画社会審議会に諮問するものとする。
４　町長は、男女共同参画社会づくり計画を策定したときは、これを公表するものとする。
５　第２項から第４項までの規定は、男女共同参画社会づくり計画の変更について準用する。

（町民及び事業者の理解を深めるための措置）
第１４条　町は、男女共同参画社会の形成に関する町民及び事業者の理解を深めるため、啓発活動等を行うとともに、家庭、職場・学校、地域等における男女共同参画社会に関する教育及び学習活動を支援するための適切な措置を講ずるものとする。

（調査研究）
第１５条　町は、施策を効果的に促進するため、必要な調査研究を行うものとする。

第３章　朝日町男女共同参画社会審議会

（設置）
第１６条　町長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成に関する基本的施策の重要事項を調査審議するため、朝日町男女共同参画社会審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）
第１７条　審議会は、委員１０人以内で組織する。
２　男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の４割未満であってはならない。
３　委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する。
４　委員の任期は、２年とする。ただし、再任することができる。
５　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第４章　補則

（委任）
第１８条　この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

6　富山県男女共同参画推進条例

目次

第１章　総則（第１条―第 12 条）
第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策
（第 13 条―第 19 条）
第３条　富山県男女共同参画審議会（第 20 条一・第
21 条）
第４条　財政措置等（第 22 条―第 24 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画社会の形成を促進するため、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴男女共同参画　男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

⑵積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し）

第４条　男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

（政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画）

第５条　男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と社会における活動の両立）

第６条　男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（男女の生涯にわたる健康の確保）

第７条　男女共同参画の推進は、男女が生涯を通じて健康（身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。）であって、それぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第８条　男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び富山県の地域特性にかんがみ、男女共同参画の推進は、環日本海地域における取組を重視しつつ、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第９条　県は、第３条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　県は、男女共同参画の推進に当たり、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとする。

（県民の責務）

第 10 条　県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

２　県民は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 11 条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

２　事業者は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

（男女の人権侵害の防止）

第 12 条　何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦

痛を著しく与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画の策定）

第13条　知事は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

２　男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

⑴総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

⑵前号の大綱に基づき実施すべき具体的な男女共同参画推進施策

⑶前２号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

３　知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ富山県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

４　知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

５　前２項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（県民及び事業者の理解を深めるための措置）

第14条　県は、広報活動等を通じて、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習活動において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための適切な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進員制度）

第15条　県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画計画の啓発及び普及その他の活動を行う男女共同参画推進員の制度を設けるものとする。

（拠点施設の設置）

第16条　県は、男女共同参画を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

（県民及び事業者の申出）

第17条　知事は、県が実施する男女共同参画推進施策について、県民及び事業者から申出があった場合は、当該申出の適切な処理に努めるものとする。

２　知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為による男女の人権の侵害に関し、県民からの相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

（調査研究）

第18条　県は、男女共同参画推進施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

（市町村及び民間の団体に対する支援等）

第19条　県は、市町村が実施する男女共同参画推進施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

２　県は、個人及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する取組の奨励に努めるものとする。

第３章　富山県男女共同参画審議会

（設置及び所掌事務）

第20条　知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、富山県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

⑴ 男女共同参画の推進に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属させられた事項

⑵ 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

２　審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織等）

第21条　審議会は、委員20人以内で組織する。

２　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の４未満であってはならない。

３　委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

７　審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

８　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

９　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第４章　財政措置等

（財政上の措置等）

第22条　県は、男女共同参画推進施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（年次報告）

第23条　知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表するものとする。

（規則への委任）

第24条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成13年４月１日から施行する。

第４次　朝日町男女共同参画社会づくり計画
～ともに思いやり認め合う未来あさひ～

発行年月日　　：　　令和２年３月
発　　行　　：　　朝日町教育委員会事務局
〒939-0793　　富山県下新川郡朝日町道下１133
TEL 0765-83-1100　FAX 0765-83-1109